

令和3年第2回

普代村議会定例会会議録

普代村議会

令和3年第2回普代村議会定例会会議録			
招集告示年月日	令和3年2月15日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和3年3月2日 10時00分	
		議 長	中 村 裕
	散 会	令和3年3月2日 16時02分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嗟 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	中 上 一 登	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	正 路 正 敏	○
	9	野 場 義 時	○
会議録署名議員	9	野 場 義 時	
	1	嗟 峨 典 行	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長 書 記	松 葉 義 人 新 屋 一 郎	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 治 水 対 策 室 長 農 林 商 工 課 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>柁 屋 伸 夫 竹 花 強 志 三 船 雄 三 川 向 正 人 森 田 安 彦 山 田 晃 人 道 下 勝 弘 大 村 修 太 田 吉 信 山 崎 長 蔵 坂 下 広 見 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (10:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和3年3月2日(火)第2回普代村議会定例会 ただ今から、令和3年第2回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、10名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進めてまいります。</p>
<p>会議録署名議員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 9番野場義時議員、1番嵯峨典行議員の両議員を会議規則第120条の規定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 先般開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日から3月8日までの7日間でございますが、お諮りいたします。 今期定例会の会期を議会運営委員長長の報告のとおり、本日から3月8日までの7日間と決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日から7日間と決定いたします。 日程第3「諸般の報告」を行います。 報告書を事務局長に朗読させます。 松葉事務局長。</p>
<p></p>	<p>松葉事務局長</p>	<p>ご説明させていただきます。 (以下、事務局長報告、記載省略)</p>
<p></p>	<p>議 長 森田議員</p>	<p>次に、広域関係等の報告がありましたら、お願いいたします。 7番森田幸一議員。 7番森田でございます。久慈広域連合議会の報告を行います。 (以下、森田議員報告、記載省略)</p>
<p>村長施政方針</p>	<p>議 長 中上議員 議 長 榎屋村長</p>	<p>ありがとうございます。次に6番中上一登議員、県後期高齢者広域連合の報告をお願いいたします。 6番中上です。令和3年2月18日に開かれました、後期高齢者広域連合議会の報告をさせていただきます。 (以下、中上議員報告、記載省略)</p> <p>以上で、「諸般の報告」を終わります。 日程第4「村長施政方針」演述を行います。 榎屋伸夫村長。 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第2回普代村議会定例会におきまして、令和3年度当初予算(案)などをご審議いただくにあたり、各施策の概要を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願いさせていただきます。 はじめに、東日本大震災から間もなく10年を迎えようとしておりま</p>

す。大切な人を失った方々や被災された皆様などの復興への並々ならぬご尽力により、本村では、いち早く復興事業の完了をみる事ができたところであります。関係皆様のお取り組みに改めて、敬意と感謝の意を表しますとともに、全国や世界各地からの温かいご支援に対し衷心より御礼を申し上げ、その皆様のお励ましに応えるべく震災の経験や教訓を将来にも生かしつなぎながら、「安全・安心な村づくり」に一層にも努めてまいりますので、今後も変わらざるご指導をお願いさせていただきます。

さて、本年度は、令和元年台風災害からの復旧事業を推進しつつ、計画最終年度の総合発展計画事業や総合戦略事業の総仕上げへの取り組みも行いつつ、三陸鉄道の全線再開などを力に、村内産業・経済全般の活力の再生を期したところであります。

しかしながら、その進捗は緊急事態宣言が発令された年度当初から現在まで、新型コロナウイルス感染症に翻弄され、諸事業の展開にブレーキをかけざるを得なく、加えて期待した秋サケ漁も極めて深刻な不漁となり、村全体のあらゆる活力が近年にないほど低下してしまったところであります。目標とした活力の再生への成果が思いに任せぬ結果となりましたこと村民の皆様にお詫びを申し上げる次第であります。そして、来年度、令和3年度は国や県との一層の連携の下、一日も早いコロナ禍の終息がかなえられる中で、各事業の遅れを取り戻すよう職員一丸となって取り組んでまいりますこと申し上げ、その重点事項について説明をさせていただきます。

まずは、村民の命と健康・生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策ですが、再度の緊急事態宣言が発令された第3波のまん延も沈静化しつつありますが、今後も変異ウイルスによるリバウンドも懸念されるとのことです。本村でも気を緩めることなくマスクの着用、手洗い、せきエチケット、三密の回避などの基本的な感染防止対策の徹底が図られるよう啓発などに努めてまいります。また、4月末ごろから本格実施予定のワクチン接種を円滑・迅速に推進するよう相談窓口などの措置も行いつつ万全を期してまいります。

次に、令和元年台風災害復旧の完遂に向けた取り組みですが、現在は、住宅関係が修繕分は全部完了し、再建築分は2件が継続中です。

産業関係は、生業再建を含めて全事業が完了であります。公共土木施設等関係は、水道の1件と河川の5件は全部完了し、林道の5件は4件を完了し、1件が施工中、橋梁の4件は1件が施工中、道路の57件は24件が完了で15件が施工中となり、盛岡市・滝沢市・二戸市から応援技術職員を派遣いただいたお蔭様で順調な進捗となっております。

令和3年度は、公共土木施設等分の橋梁の3件と道路の18件を発注し、繰越分を含めた全ての工事の完了に努めます。また、上区地区の水防対策事業は、設計業務から一部施設工事までを予定して取り組みます。

次に、総合戦略への取り組みですが、人口減少に伴う社会・経済活動の担い手不足などにより、村内経済が縮み村全体の魅力や活力も低下することを抑止するよう引き続き地方創生施策の推進に努めてまいります。本村の魅力などをしっかりと発信していく中で、地域外からもその魅力を生かして村内で稼ぐ人を集め、産業・経済の好循環づくりに資してまいります。継続事業となります、「移住者誘致と持続可能な普代村の創出事業」では、仕事モデルの創出、移住者の誘致と伴走支援に取り組むとともに、移住に想いのある方々への情報提供などを行うコーディネーターの設置、移住就業助成などを行います。

地域おこし協力隊は、民間委託と行政設置の5名体制とさせていただきます。また、観光大使と地域づくりアドバイザーを委嘱し、外部人材の活用による魅力の掘り起こしや磨き上げ、関係人口の拡大への取り組みを推進します。

また、旭日区活動拠点施設の整備や、産業・経済の好循環づくりにも寄与するふるさと納税事業の積極的な推進にも取り組んでまいります。

次に、普代駅の観光センターなどでの「道の駅」の運営ですが、全線開通をする三陸道の普代ICからの車や三鉄を利用される観光客などが賑やかに立ち寄るよう村の玄関としてのもてなしづくりに努めてまいります。またそのもてなしにより、交流人口の拡大やまちなかの賑わい、特産品の販売促進や観光・文化情報の発信強化などを図り、村全体の活性化も支え続ける施設となるよう村民アンケート結果も踏まえた運営を期してまいります。本格オープントイレや駐車区画整備工事などの完了後となります。そして、運営は指定管理により株式会社青の国ふだいに行っていただくよう取り進めてまいります。

なお、以上の重点事項とともに、以下の総合発展計画の基本目標に掲げる主要施策についても、着実に推進するよう取り組んでまいります。

その内容でございますが、まず、「学ぶ喜びを村づくりにつなげる」施策では、就学前教育において「はまゆり子ども園」とも交流しつつ、本村の豊かな自然を生かした保育活動の展開のためにNPO法人が開設をする「森のようちえん」の村内利用者の無料化への支援を行うこととします。

学校教育は、小中一貫教育の一層の深化とICT教育の効果的な推進に努めてまいります。また、小中一体型一貫校の建設予定地の選定については、その決定に向けた鋭意の取り組みを推進してまいります。

スポーツは、はまゆりスポーツクラブへの教室開催委託を継続し活発化に努めてまいります。

社会教育は、地域の伝統や文化を学ぶ講座や芸術鑑賞会を行うとともに、文化・芸術の振興のため、「鶴鳥神楽保存会」や「中野流鶴鳥七頭舞育成会」などの活動支援を行います。

次に、「未来を拓く活力のある産業を育てる」施策では、水産業におい

	<p>て新規漁業就業者確保事業や磯資源回復事業を行いつつ、漁港施設では、太田名部・白井・沢での取り組みを進めます。新魚市場は、基本設計の一部を繰り越し管理運営に関する詳細検討や静穏度の確認も行いつつ、令和4年度に実施設計を予定します。</p> <p>農業は、和野山地区での畑地湧水処理を行うとともに、ハウレンソウでの価格安定対策や土壌消毒、種子購入、新規作物チャレンジへの助成を行います。</p> <p>鳥獣防除は、資器材購入や活動助成などを行い被害防止に努めます。</p> <p>林業は、原木しいたけ生産の維持のための植菌助成を継続しつつ、ナラ枯れ拡大防止対策にも取り組みます。森林環境譲与税事業は、第6地割～第9地割の森林所有者の意向調査、現地確認、台帳整備などを進めます。</p> <p>商工業は、地元消費拡大対策のプレミアム商品券の発行事業や青の国ふだいブランド商品の販売促進を支援します。また、商工業者の資金確保預託や商工会の経営指導支援を継続するとともに、新規起業を支援する新しい補助制度を運用してまいります。</p> <p>観光振興は、「ふだいまつり」を開催するとともに、「神楽の日」などの諸イベント支援を行ってまいります。また、黒崎園地修景改善に継続した取り組みを行いながら、キラウミ公園、みちのく潮風トレイル、恋する灯台などを活用するイベントや観光バス誘致事業にも積極的な取り組みを行い観光入込客と物産販売の拡大に努めます。</p> <p>なお、本年度のくろさき荘の運営は、工事関係宿泊者の減は想定内にとどまりましたが、コロナ禍の直撃を受けた一般観光宿泊者は、ゴールデンウィークやお盆などでのキャンセルも多くなり、累計数は直近3年平均を大きく下回る見込みであります。収支状況も、宿泊収入の減に加え会食等収入が大幅な減になることが見込まれ、極めて厳しい状況となっており、一般会計からの運営支援が不可欠なところでもあります。議員各位や村民の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>来年度も、コロナ禍の観光動向を見極め難く厳しい状況が続くことも予測されますが、いずれ、先々に向けての着実な景観の改善や魅力アップにより、観光客シフトの強化ともてなし向上による地元利用の回復に努めつつ、番屋めしなどでの収益確保に一層にも努めてまいります。</p> <p>次に、「健やかに、安心して暮らせる環境をつくる」施策では、一般保健事業において小児・産婦人科オンライン健康相談委託や検診受診奨励並びにその一部負担免除、人間ドック受診助成などを行いながら、健康増進意識の向上に資する健康ポイント事業も実施し、生活習慣病予防や健康長寿の推進に取り組みます。また、インフルエンザ等予防接種の無料化等も継続してまいります。</p> <p>高齢者保健福祉は、直営化2年目となる地域包括支援センターの充実を図りながら、生活支援ハウスや小規模多機能ホームなどへの運営助成、</p>
--	---

看護・介護職養成の奨学金貸与などを行いつつ、普代福祉会と連携した質の高いサービスの安定的な提供に努めてまいります。また福祉タクシー助成も継続しながら、新たにモバイル型での緊急通報体制整備も行います。また、シルバー人材センター運営助成や社会福祉協議会運営助成も行い、高齢者等への相談や生きがい活動の充実も支えてまいります。なお、合同敬老会は、昨年と同様に敬老祝クーポン券事業で対応させていただきます。

次に、「自然と共生する安全で快適な環境をつくる」施策では、地球温暖化防止での、2030年までの温室効果ガス排出量38%削減への公共施設省エネ設備導入事業が完了しましたので、引き続き家庭用の太陽光発電や蓄電設備導入の拡大助成を行いながら村全体のゼロカーボン推進への事業の調査・研究を進めてまいります。

住宅整備は力持住宅の修繕や浄化槽設置改修加算付加のリフォーム助成などを行うとともに、南浜住宅の解体工事を進めます。

道路河川等整備は、ご不便をおかけしております、普代橋の補修・補強工事の8月末完成に鋭意取り組みます。また、普代平井賀線改良に着手するとともに、道路施設の点検調査委託も取り進めます。また、県道の岩泉平井賀普代線と普代小屋瀬線の改良工事への協力も行ってまいります。

水道施設は、普代橋添架管布設工事や公営企業法適用化事業を行ってまいります。

汚水処理は、個別合併処理の拡充に向けた補助のかさ上げを継続し、普及率の向上に努めてまいります。

防災は、頻発する豪雨災害などに備えるよう情報連絡施設の非常用蓄電池更新や災害時後方支援広場の詳細設計、備蓄用格納庫整備などに取り組んでまいります。

交通安全は、通学路交通安全プログラムを着実に進めつつ、事故防止や飲酒運転撲滅への啓発を強化してまいります。

次に、「持続可能な仕組みをみんなで作る」施策では、職員の資質向上による村民に信頼される役場づくりが極めて重要であることから、市町村職員研修協議会の諸研修はもとより、村独自のコーチング研修等への受講拡大を図り時代の変化に的確に対応でき、柔軟な発想と行動力を備えた職員の育成に努めてまいります。

財政運営は、優遇起債活用により実質公債費比率は低下が続き、将来負担比率もゼロ水準程度で推移しております。今後も健全性を維持していくよう、全事務事業のコスト削減と特別会計への一般会計繰出の抑制に努めてまいります。また、財政調整基金は、今後の大規模建設事業も踏まえながら諸災害にも万全に対応できる水準の維持に努めてまいります。

広域行政は、久慈広域連合での第8期介護保険事業による地域包括ケ



への適切な対応、特別支援教育の充実、新学習指導要領への対応、さらには教職員の働き方改革等々、山積するさまざまな課題にも取り組んでいかなければなりません。

教育委員会ではこれらの課題を踏まえつつ、本村の子供たちにふるさとへの愛着や誇りを持ち、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」、さらには「情報活用能力」を育む教育を進めます。

社会教育や、家庭教育についても、予定した事業等、見送らざるを得ませんでした。しかし、人生 100 年時代、そしてコロナ禍の中、今までとは違う視点に立って、村民一人ひとりが豊かで活気に満ち、生涯にわたり学び続けられる環境づくりに取り組んでいかなければなりません。以上のことを踏まえ、令和 3 年度の教育行政各分野の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

第 1 に「幼児教育」について申し上げます。

幼児期の教育は、子供たちが心豊かにたくましく生きる力を身に付け、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担うものです。遊びを通して「主体的に学ぶ」本来の教育の目的を進めながら、豊かな生活・自然体験等を積み重ね、「主体的・対話的で深い学び」につながるよう配慮し、「生きる力」の基礎作りに努めてまいります。

幼児期の教育と小学校教育の接続は、子供の発達や学びの連続性を保障するため、円滑に接続し体系的な教育を組織的に行うことが重要となります。

家庭や地域とのつながりを深め、地域で育てる視点も大切にし、幼・小連携教育、保育の質の向上を図る職員研修を充実させ、園経営の改善・発展に向けた施策を進めてまいります。

第 2 に「小中一貫教育」について申し上げます。

小中一貫教育の大きな目的の一つとして、15 歳の子供像を共有した上で、9 年間を通じた教育家庭の構造的理解を通じた、教師の職能成長を図り、「分かる授業」を系統的に実践する取り組みがあげられます。本村では、児童生徒の理解に努めながら、学校経営や学校運営、学校行事の在り方等、普代村小中一貫教育研究会を中心にその研究を進めています。

小・中合同の文化祭「スクールフェスタ」は、9 年間の学びの成果を実感し、これまで積み上げてきた小中一貫教育の成果が期待される取り組みです。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため実施を見送りましたが、令和 3 年度は新しいかたちを模索しながら実施の方向で進めてまいります。

一貫校建設につきましては、度重なる災害対応等で遅れております。早期の実現に向け諸事業の加速化を図ってまいりたいと思っております。

第 3 に「確かな学力の育成」について申し上げます。

小中学校教育は「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性を形成す

	<p>る基礎となるものです。</p> <p>新しい時代に必要となる資質・能力の育成を目指す新・学習指導要領は令和2年度、小学校で全面実施となり、令和3年度は中学校が全面実施となります。</p> <p>「新しい生活様式」の中で、児童生徒一人ひとりに確かな学力を育成するため、さまざまな知恵を出し合い、「見通し」「課題解決」「振り返り」といった「岩手の授業づくり3つの視点」の向上を図り、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向け、「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、社会を創造できる人間の育成と、「つまずき」に対応したきめ細やかな指導に取り組みます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、テレワーク、リモートといったように、世の中全体にデジタル化、オンライン化を大きく促進しました。学校教育もその例外ではなく、学びを保障する手段としてICT教育は、もはや必要不可欠なものであることを前提に学校教育の在り方を検討していく必要があります。</p> <p>そうしたことを受け、児童生徒向けの1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想として、当初令和5年度を目途に実現させるとした「GIGAスクール構想」は、令和2年度に前倒しとなりました。本村におきましても年度末の整備を予定しております。今後は、GIGAスクール構想の実現に向けた研修を進め、ICT教育の充実に努めなければなりません。</p> <p>特別な支援を必要とする児童・生徒につきましては、コーディネーターを中心に、支援・指導体制を図り、特別支援学級あるいは通常学級での支援や関係機関との連携を重視し、きめ細やかな支援を継続してまいります。</p> <p>小中学生を対象とした学習塾につきましても、児童生徒が、自ら進んで学習する場を提供することで、学力向上及び学習習慣の定着を図ってまいります。</p> <p>第4に「豊かな心の育成」について申し上げます。</p> <p>「豊かな心の育成につきましては、生命や自然、伝統、文化を尊重し、自他の命を大切にする心を育む、道徳教育や復興教育、安全教育、キャリア教育が、計画的・実践的に推進されるよう、その充実に努めてまいります。</p> <p>いじめに関しては、児童生徒の人権を守る観点からも未然防止、早期発見・早期対応等、徹底した取り組み、指導を行ってまいります。</p> <p>第5に「健やかな身体の育成」について申し上げます。</p> <p>「健やかな身体の育成」につきましては、児童生徒の体力向上、健康の保持増進、安全に対する意識の高揚を図るため、運動の楽しさや喜びを感じる授業の充実、部活動の活動方針に基づく活性化を図ります。</p>
--	--

		<p>次に、食育に関してですが、人間が知識や道徳、体育の基礎を育むにあたり、その前提となるものが食育です。その前提に立ち、安全でバランスのとれた給食の提供はもとより、地場産品を積極的に取り入れ、郷土愛を育む食育指導など、その充実に努めてまいります。</p> <p>次に、生涯学習の充実でございますが、生涯学習の充実につきましては「普代村教育大綱」、「新普代村生涯学習プラン」に掲げる6つの目標に沿い、事業の展開を図ってまいります。</p> <p>第1に「家庭教育力の向上」について申し上げます。</p> <p>少子化・核家族化が進み、育児・しつけ等に関する知識・体験が少なくなり、不安や悩みを抱え孤立する親の増加が社会問題となっています。家庭本来の教育機能の回復に向けた取り組みを、子育てに関する部署やPTAなどと連携を進めてまいります。また、教育委員会だより「まなび」を活用し、家庭教育に関する情報提供にも努めます。</p> <p>第2に「子どもを育む地域教育力の向上」についてですが、地域教育力の向上につきましては、放課後子ども教室、矢巾町との交流事業、体験活動等、さらには学校・家庭・地域との連携を促進し、学校と地域が一体となって、特色ある学校づくりを進め、「地域と共にある学校」、「学校を核とした地域づくり」を目指します。</p> <p>第3に「健康づくりとスポーツの推進」ですが、生涯スポーツの振興は村民がスポーツを通し、豊かな人間関係を育成し、地域そして村を活性化するために極めて重要と考えます。</p> <p>はまゆりスポーツクラブの充実を図り、幼児から高齢者の皆さんまで健康で明るく過ごせるよう、さまざまな運動の機会の提供に努めます。</p> <p>また、教育委員会主催の大会も行い、スポーツ推進と村民の皆さんの交流を図ります。</p> <p>第4に「生きがいくつりと多様な学習活動の振興と支援」ですが、村民の皆さんの生きがいくつりと多様な学習活動を支えていく上で、社会教育団体の活性化が極めて重要となります。そのために、文化サークル団体・子供会等の自立的活動を支援します。</p> <p>生涯学習を推進する上では、生涯学習環境と推進体制の整備・充実が欠かせません。多様化・高度化する村民の皆さんの学習ニーズに応えるよう努めてまいります。</p> <p>第5に「伝統文化の継承と芸術の振興」ですが、本村の宝である鵜鳥神社が国の重要無形民俗文化財に指定され、早6年目となりました。鵜鳥神社保存会の自主的活動を強く支援し、未来永劫、この素晴らしい伝統芸能が伝承・継承されていくよう協力してまいります。</p> <p>また、中野流鵜鳥七頭舞育成会を中心とした、普代中学校の中野流鵜鳥七頭舞の育成にも力を注ぎ、さらには村内で活動する諸文化団体の支援を行い、芸術文化協会、諸文化団体の活動の充実・活性化に向けた取り組みを行います。</p>
--	--	--

一般質問	議長	<p>第6に「地域社会の変化に対する学習の推進」についてですが、スマートフォン、パソコン等の情報機器は、もはや生活の一部となり、学習においても効果的な機器となります。一方でトラブルも多発しております。情報モラルの問題は、保護者の関わり方や家庭環境に大きな課題があるとも思っております。正しい情報活用能力を高めるための指導を学校、教育振興運動と連携し進めてまいります。</p> <p>また、図書室では、生涯学習の土台を支える機関として、蔵書の充実を図り、幼児期から親子で本に親しむ、ブックスタート事業、親子読書の展開、移動図書・学校図書室の充実など村民誰もが本に親しむことのできる、読書環境整備を進めてまいります。</p> <p>以上、令和3年度の基本方針・施策の概要について、その一端を申し述べさせていただきます。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策ということで、今まで当たり前として行ってきたさまざまな行事、事業が中止・延期、あるいは規模縮小、実施等々、かつて経験したことのないさまざまな試練と対峙した1年と冒頭申し上げました。</p> <p>アフターコロナ期は「リモート時代」だといわれます。しかし、コンピュータやスマホの画面だけを通して得られるものは果たして何なのか。人間には人間のぬくもりが必要です。そして教育は、学校はもちろん、家庭・地域の皆様の積極的な参画を得ながら一体となり推進してこそ、大きな成果が期待できるものと認識しております。「教育は人なり」は万古不易と捉えております。</p> <p>今までの当たり前を問い直し、教育委員会では、村民各位の深い愛情をいただきながら、幼少連携教育、そして9年間の学びの連続性や発展性を踏まえた教育活動、村民の皆さんのスポーツ活動や学びの機会の提供を進めてまいります。議員各位と村民の皆様の一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。</p> <p>以上で、三船教育長の「令和3年度普代村教育行政基本方針」の説明を終わります。</p> <p>日程第6「一般質問」を行います。</p> <p>一般質問は、一問一答方式で行います。</p> <p>質問者1人当たりの持ち時間は、答弁を含め60分以内でございます。10分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。それでは、通告順に質問を許します。</p> <p>6番中上一登議員の一般質問を許します。</p> <p>6番中上一登議員。</p> <p>6番中上一登です。通告に従いまして質問させていただきます。「防災、減災対策の取り組み状況について」、村長にお伺いいたします。</p> <p>日本は災害大国と言われます。世界で起きたM6以上の地震の20.5%が日本であり、全世界の災害被害額の11.9%が日本で受けているといい</p>
	中上議員	

	<p>ます。山が多く河川の標高差が短いのが日本の特徴と言われます。普代村においてもそうですが、水かさが増せば流れも急になるようにできた地形です。</p> <p>令和元年10月の台風19号被害は、防災、減災対策の重要性と、危険箇所の把握の重要性を思い知らされた災害となりました。県では、いかなる大規模自然災害が発生しても、“致命的な被害を負わない強さ”と“速やかに回復するしなやかさ”を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、岩手県の強靱化を推進するための指針となる「岩手県国土強靱化地域計画」を平成28年に策定しております。新たに令和3年度から5年間の計画である、第2期岩手県国土強靱化地域計画が策定されるための最終案が公表されております。</p> <p>普代村でも3月に国土強靱化地域計画策定が完了するとされております。まだ台風の復旧も完全ではございませんけれども、毎回被災する地域住民にとっては一刻も早い対策が切望されます。また、強靱化は防災・減災のみならず、地域を便利で快適にし活性化につながるものでもあります。</p> <p>コロナウイルスに翻弄されるという表現が村長施政方針でもありましたけれども、村単独ではなかなか受け入れられない要望でも、国土計画として予算が付く今が村づくりの予算獲得としてもチャンスと捉えます。早期の計画実行を推し進めていくべきと思います。</p> <p>そこで質問させていただきますけれども、令和元年12月定例会で質問させていただいております、普代川、茂市川の排水ポンプ設置要望、砂防ダムの改良や河川管理、そこへつながっている海への影響等、質問をさせていただきました。専門家の指導などを提案した訳ですが、協議・検討をするという答弁をいただいております。その後の取り組み状況をお伺いいたします。</p> <p>        榎屋村長。</p> <p>        中上一登議員の「防災・減災対策の取り組み状況について」の質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>        まずもって、村の国土強靱化地域計画ですが、お話しのとおり、国の基本法に基づきまして、県の地域計画などとの整合も図りつつリスク等の評価をし、これに対処する方針を定めるかたちで、今月中の策定完了を予定させていただいております。ぜひ、この策定によりまして、国の関係交付金事業への採択も増え、補助率のかさ上げなどの効果も早く出ることを期待させていただいております。</p> <p>        さて、令和元年12月議会でお話しをさせていただきました、水害対策や河川維持での対応策のその後の取り組み状況でございますが、まず普代の上区の排水ポンプの件でございますが、三国と岩手県からの指導もいただき、昨年、基本調査を済ませ、用地協議が順調に進めば、新年度に詳細設計とポンプ場の土木工事まで行いたいとする、新年度予算案を</p>
--	---

議 長  
榎屋村長

お願いをさせていただくということにさせていただきます。

それから旭日区の排水ポンプの件は、県との相談で、まずは、フラップゲートの設置で対応をして、そして洪水時にその効果を確認し、なお、排水ポンプの設置が必要か否か協議をしましょうということしております。そして、そのフラップゲート分の設置工事、間もなく完了ということで聞いてございます。また、ここの部分につきましては、村からは、その周辺の河道掘削の徹底が必要だということを要請してございまして、この付近の用地の確保についての交渉等も村で行う中で県と連携をして進めていきたいというふうにしておるものでございます。

次に、砂防堰堤などへの対応でございしますが、まず、堀内の長内沢川は、漁業者と相談もして、流木・土砂の撤去まで完了をしております。

それから、沢川でございしますが、漁協の沢の地区の漁協倉庫からの下流は、浜を含めて土砂撤去を実施済みです。ただ、浜につきましては、時化で変化があった都度対応が必要ということを言われてございまして、その都度現場を見て対応をするというふうなことでおります。それから、地区の上流の砂防堰堤は、県で、来年度堆積土砂の撤去を行うことでおります。それから、その上流、今新しく造っております、三沿道の橋脚の流木がかかっている部分、これは撤去済みということになってございます。それから、さらに上流、水道関係の施設を井戸を越えてずっと上流側でございしますが、ここに数カ所の堰堤がある訳でございしますが、これについては川沿いの災害復旧の工事が未発注でございまして、これを実施してから、調査を再度行って、そしてこれを取り組むというふうなことでございました。いずれ災害復旧の道路の方の工事をまず急ぎたいということでもございました。

それから、力持川でございしますが、災害復旧現場付近以外で、数カ所撤去しなければならない部分が残っておるということで報告を受けてございまして、これを順次に進める予定でおるところでございまして。

それから、小屋敷建築さんの作業場沿いの沢でございしますが、緊急治山工事が着工というふうになっております。県でございまして。

それから普代自工さん脇の手間松沢川でございしますが、大分時間がかかりご不便をかけたけれども、土砂撤去を完了ということになってございます。

それから、嵯峨議員さん(宅)の脇からの沢山川でございしますが、上流側地区での治山事業のリストアップと、あるいは普代小屋瀬線の改良工事の着工といったことがございまして、ここの中で河川分を含めた、所要の調査と撤去作業をお願いをしておるという状況でございまして。

それから、太田名部の大沢川と上の沢川は、土砂・流木とも撤去を完了してございまして、上の沢地区の大上一弘さんのところの脇の沢につきまして、復旧治山工事が入ったというふうなことでございまして。これは県でございまして。そういったところでございまして。

	<p>議長 中上議員</p>	<p>それから次に、鋼製枠の設置などの改良対応でございますけれども、沢川の砂防堰堤、これにつきまして、来年度土砂撤去が終わった段階で、鋼製枠設置が可能かその影響を含めた検討をいただくということにしております。</p> <p>それから沢山川での流木対策でも、鋼製枠のお話しをさせていただきましたけれども、そこにつきまして、先ほどお話しした調査に基づいて対応をするか否かということを検討をしていくというふうなことであります。以上が主な箇所についてのお話しをした部分のその後の状況といったような、河床別の状況といったこととなります。</p> <p>それから、一般質問の際には、河川管理全般のことでのご指導もございました。海・川・里・山のつながりの重要性のこと、そして、川の環境、生物への影響などに配慮した、改修・整備などが求められる件でございましたけれども、議員さんお話しのご確認たる流れということで、県でも大きな改良などは、海の環境や海の生き物への負荷が少ないことから、より慎重に進めておられるというふうなことでございます。それから、村の方でございましてけれども、施設の老朽化によって護岸が壊れておったり、あるいは施設が破損をしていった部分があったり、さらには不法投棄等があつて、これによって河川の機能に支障が出て災害が起きるような原因ともなつてはというふうなことで、これの点検・見回りを強化して取り組んでいく方向で考えていこうというふうなことでおるところでございます。以上答弁というふうなことにさせていただきます。</p> <p>6 番中上一登議員。</p> <p>災害復旧の進捗状況をいろいろとご説明いただきましてありがとうございます。かなり見た目にも進んでいるなというふうなことを感じられますけれども、あまり急かしても能力にも限界があるでしょうから、着実に進めていっていただきたいと思っておりますけれども、上区・旭日区の方のポンプですか、そういった着工というか、それは進んでいるようすけれども、一刻も早く設備を整えていただきたいなというふうに思います。沢川の件ですけれども、砂防ダムの堆積物は来年までは取れないような状況のようすけれども、流木はどうしても今でも結構あつて、最近も漁師の方から景観が悪いと。今でも海岸縁に流木が流れてきていて、なかなか撤去が進まないというようなことがあるようすけれども、簡単には全部回って歩く訳にもいかない、漁師の方々だけではなかなか難しいというふうなことも言われておりました。この流木の原因というのは山から流れてくる訳ですが、一番大きな、完全には防げれないにしても、砂防堰堤にある訳ですよね。土砂は確かに止めますけれども、流木は軽いので上から全部越えてくると、それを防ぐ意味でも、先ほどの鋼製枠っていうのはダムのスリット化に改造するようなかたちかなとは思いますが。あの上にとただ鋼製枠を乗っけるというだけなのか、そこら辺はちょ</p>
--	--------------------	--

	<p>っと分かりませんが、やはりもうちょっと下の方まで切り込んだかたちにやった方がいいのではないかというふうな、私は専門家ではないので分かりませんが、いろいろ見ていけばその方が流木を止めるというだけが目的ではない訳ですね、あれは。川の河川管理、河川への影響、自然の影響をなるべく自然のままに近づけるための手立てな訳ですね、どういった改良なのか、どこまで県の方と話し合いをしているのか分かりませんが、そこまで突っ込んだやり取りもたぶん先ほどの話しではあるんだろうなというふうに思います。</p> <p>もう1つ気になるのが、今のままでは河川が、両側の護岸がえぐれたままになって、要するに砂利が流れてこない訳ですよ、全部止めているので、少しずつ小石とか砂利も流れるような状態にすることによって護岸が守られるという自然原理があるようですので、しかもずっと気になっているんですけども、あそこの沢のところの川縁に家が並んでいる訳ですけども、2・3軒ですけども。だんだん浸食していつている訳ですね、災害復旧の対象には県ではないということですけども、河川の浸食によって個人の土地がだんだん浸食されていつている可能性があるというか、なっている訳ですよ。そうなるからでは遅い訳なんです。だから個人の土地に手を付ける訳にはいかないと言われていたというふうに漁師の方からも聞いております。村政懇でもそのようなかたちで県には断られているというふうに村長もおっしゃってました。ただそれで本当にいいのかなと。じゃあ個人の土地が浸食されて崩れるまで見ているのかって話になりますので、やはりそれはダムとは無関係ではない、あそこをコンクリート詰めすればいいというだけの問題ではなくて、ダムの改良をまずやるのが、長い目で見て、国土の強靱化につながるのではないかとというふうに思います。</p> <p>その点と、あとは普代川・茂市川のポンプの設置の点もいろいろと説明していただき、あちこち進んでいる訳ですけども、住民の方々に進行状況を少しでも状況を決まらなくても情報として伝えていった方が不安の解消になるのではないのかなというふうに思うんですけども、そういった情報に対して、どのように情報開示というか、住民の方々にですね、経緯・経過も含めたものはどのように思われるのかも伺いたいなというふうに思います。まず、沢向の河川も含めた考え方についてどこまで県と深く話しをしているのか、もうちょっと詳しく聞かせていただければなというふうに思います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まずもって普代の上区の部分でございますけども、ご理解をいただいているように進めるというふうなことでございます。ただ旭日区の場合は、県では当初から別な方法というのが若干進まない要因があったので、それをとにかく一回進めてみたいというふうなことなようでございますので、フラップゲートの部分を一回進</p>
--	--

議 長  
榎屋村長

	<p>議長 中上議員</p>	<p>めてみるということで、取り組んで村もいこうということで思っていました。そこらの情報を私も早く出せばいいとは思っているんですが、途中で安心をしてもらった中でいろんな補助とか工法等々で、またひっくり返るといふか、変化があってもまたこれも村・県の信頼にも関わることなので、そこら辺をより詰めた段階で一回説明会を開きたいなというふうなことで思っていました。具体的には今回そこに関わる予算等を可決いただいた後に県とも相談をして、そしていろいろな変化はある中ですけれども、今村ではこういう方向で考えていますということできれば6月前にはお話しできるように取り進めればなというふうなことで思っていましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>それから沢の流木の件ですけれども、まさに景観上も非常に好ましくないという状況を見てみたけども、実際にやる方では、県になる訳ですけれども、やる方では1回でやった方が当然経費も安く済んでいるといったようなことで、そこでというふうなことで言われておりました。もういっぺん、担当課と県と相談もさせます。確かに景観上好ましくないし、何かまた大きい雨でも降れば、少しずつくる可能性もありますので、そこら辺をちょっと協議もさせます。来年度に撤去する訳ですけれども、鋼製枠だけ載せるか、あるいは例のできるだけ、昔の流れといふか、自然の流れに近い部分をスリット化で作っていくかといったようなことはまだ実際掘ってみなければ、掘削してみなければといったような状況というふうに聞いております。逆にまだ方向性が決まっていないということは、こっちからの相談もかけやすいということにもなる訳ですので、そのところはまた担当課の方で話題を出して、新年度に入ったらそこら辺をさせたいというふうに思います。</p> <p>それから、川の護岸の部分が削れていくことによって民地に影響が出ている部分、確認をしておりました。沢でも1・2カ所ということで大きいところを1カ所くらい確認をしておりましたけども、応急分が済んだ後に実施をどこらまでやれるか、いずれ実施をしたいなというふうなことでおりました。被害があつてからという考えは毛頭とまでは申しませんけれどもない、いずれみんな倒れてから村が何か手を打ったって始まらないことなので、そこらをちゃんと肝に銘じて取り組んでいきたいと思いますが、ただ手すりの状況とか、いったん落ち着かせた箇所だったので、今後の対応というふうなことで考えさせていただいておりましたので、もう少しその部分は状況を見ながらということで、お願いをさせていただきます。</p> <p>6番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。いろいろと事情はあるんでしょうけども、あちこちあるので大変だとは思いますが。どうしても私は沢の川にこだわるんですけれども、ダムのスリット化というのは、もちろん流木を防ぐって</p>
--	--------------------	--

いう意味もありますし、自然環境を守るっていう意味もある。それであるとは、海の関係の要するに魚の養分ですね、スリット化をしないでただ枠を載せると、恐らくあそこで山から流れてくる養分を全部せき止めているというふうに言う学者さんもいるんですよ。結構そう言っている人が多いんですけども、確か国交省の文献にも書いてあったような気がします。ということは、あそこで全部海に対する栄養がせき止められているというふうに考えた方がいい訳ですよ。栄養もせき止められているし、小石・砂利もせき止められているがゆえに、海に川床も崩れるし、海に養分がいかない、砂利がいかない、だから海岸がだんだん浸食されてくるという悪循環になっているというふうな話もありますので。最近この間も言いましたけれども、今の話の一部の中で、新聞の論談にも先月ですかね、載ってますけども、鉄理論で三陸漁業復興をとということで前回私が質問で言ったような、森は海の恋人ですか、これで鉄分が重要なんだということが明らかになっているんだからもっとこれを実践できないかというようなことを書いていた紫波町の農業の専門の方が書いておりましたけども、まったくそのとおりだなというふうに思います。今日に見えてマイナスがあるような状況ではない訳ですよ。しかし、目に見えないで今まで何十年もかかってそういうふうに弱ってきたという部分もありますので。今のダムはダムでそれなりに役割を果たしてきた訳ですけども、やはりこれから少しでも気づいた部分を環境に合うような状況でやっていくことが、強靱化になるというふうに思うんですけども、この件の国土強靱化地域計画の中でたぶん村もそれに合わせてやっていくものだと思うんですよ、脆弱性評価結果に基づく対応方策という部分もある訳ですが、これの重点施策の選定の視点というところで4つほどあります。影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用というふうにあります。これをダムに当てはめれば、1の影響の大きさというところでは災害時にどの程度重大な影響を及ぼすかということも書いてあります。やっぱりあそのこのダムは民家に近いということがありますし、唯一普代では一番大きな砂防ダムではないのかなというふうに思いますので、それはこの間の台風19号でも証明されている訳ですよ。2番の緊急度、どの程度緊急性があるか、ここら辺をどのように考えるかなんですよ。もちろん道路の方が緊急な訳ですけども、3番の進捗状況ということで、向上させる必要があるかどうかかなんですけども、これも考え方なんですよ、要するに自然に与える影響を考えるか考えないかの問題だというふうに思いますし、平時の活用とあります。これは海・河川の自然環境に対する維持という意味では、平時では120%そのようなかたちで活用しなければならないという意味では、脆弱性の評価に対しては、100%当てはまるんですよ。何でも無理くりあてはめればはまる訳ですけども、そういったところを県の方にも何とか分かってもらって、時間はかかるにしても、何とか実行にこぎつけていただきたい

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>なというふうに思っておりますので、そういう方向でこれから普代村でも強靱化計画を作っていく訳ですので、当然県とのすり合わせというのもあると思うんですね。もうすり合わせているのかもしれませんが、そういったことで、何とか強力で押し進めていただきたいなというふうに思います。県の予算も決まっている訳ですから、850 何億円ですか、それを早く決めて早く予算を立ててもらおうというふうに、何か聞くところによると早いもの勝ちだというふうに聞いておりますので、少しでも早く計画を立てて予算を獲得するという方向にいていただきたいというふうに思います。</p> <p>実際のところ、これは県といろいろ話しは進めて、話し合いをすり合わせてやっていくんでしょうけども、やっているのかどうか、そしてそれをできた後、住民に対する説明会というのが、計画しているのかどうかも合わせて聞きます。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まず沢の部分でございますけれども、お話しのとおりでございます。実際の災害もあって、あそこで止めれなかったというかの部分で、被災もしておる訳でございますので、緊急性等々も非常に高いといったような判断をわれわれもしますし、予算のこともあって、県は今落ち着いている状態だからということで来年度ということだったかもしれませんが、いずれ海等へと、あのとおりすぐ近くが 200mもすれば海ということで、海の環境への影響等も当然ありますので、そこら辺はしっかりと県にも話しながら、確実に進むように取り組んでまいりたいというふうに思っています。</p> <p>それで説明会の部分、ちょっと聞いてみて、村にとっては一番大きい堰堤でもありますし、いろんな取り組みの今後の方向性を決める部分にも関わる場所でもございますので、そこらのことを相談をして。</p> <p>(「説明会というのは全体の、強靱化のという意味です」と中上議員)</p> <p>全体の強靱化の説明会はですね、今のところ年度内の予定はしていませんのでございます。できあがってから、おそらく村政懇等で説明をすると、その前に総合発展計画とそれから総合戦略、人口ビジョン等と合わせて、概要版的なものを皆様に配布させていただくというふうなかたちだというふうに承知をしてました。いずれ村政懇等の際にしっかりと説明できるように準備もしていきたいというふうに思います。</p> <p>6 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。いろいろと対応の方今後もよろしくお願ひしたいと思っております。最後にちょっと細かいことなんですけども、今ちょうど強靱化計画もやっているということで、減災という意味でですね、電気とかガス、道路などのライフラインが断絶されたときの対応ということですが、そういったときに避難所においても、家にいてもいろいろとガス・水道等がなければ不便をきたす訳ですよ。そういうときに備蓄と</p>
	<p>議長 中上議員</p>	

	<p>議 長 柎屋村長</p> <p>議 長 中上議員</p> <p>議 長 嵯峨議員</p> <p>議 長 柎屋村長</p>	<p>いう意味で、今コロナも流行っております。健康管理ということに非常に気を使わなければ、普段でもそうですけれども、気を使わなければならぬと思うんですけれども、その備蓄の中に簡易トイレとかサニタリークリーンとかいろいろあるようなんですけれども、あと口腔ケアの商品とか、水がなくても体を拭けるようなものとか、そういったものが備蓄の中にあるのかどうかですね。そういったことももし考慮してないのであれば、そういったものも備蓄して、住民の方々に配れるような体制でとっていただければなと要望なんですけれども、どんなふうになっているんでしょうか。そこを聞きたいと思います。</p> <p>柎屋村長。 お答えをさせていただきます。簡易トイレ等は、数量は今手元にないですが、簡易トイレはありますけれども、その他の細かい部分、準備はしていますけれども、後でできましたら、資料等配布させて今現在の備蓄物をらせていただいて、不足の部分についてご指導・ご助言をいただければありがたいなというふうに思いますが、よろしくお願ひします。</p> <p>6 番中上議員。 そういった衛生用品も極力気を配った備蓄をお願ひしたいなと思います。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>以上で、6 番中上一登議員の一般質問を終わります。 次に、1 番嵯峨典行議員の一般質問を許します。 1 番嵯峨典行議員。 1 番嵯峨典行です。「シルバー人材センターの役割について」お伺ひします。 シルバー人材センターの現在の会員数は 43 名と聞いております。活動の内容は、村道の草刈り・清掃、公共施設の草刈り、また個人からの依頼によるさまざまな仕事等、多岐にわたっています。会員となっておられる高齢者は、家に引きこもることもなく外に出て体を動かし、仲間の人たちと会話をしたりして健康寿命を長く保ち、健康であり続けるところであります。また、活動の対価として受け取る報酬も年金だけに頼る会員にとっては大きな支えにもなっております。 現在、シルバー人材センターの仕事の大半は村からの依頼による村道の草刈り・清掃等の事業がほとんどであると聞いております。 そこで村長にお伺ひします。シルバー人材センターへの金額の支出をもう少し増額して会員の収入増を図る考えはないかお伺ひします。 柎屋村長。 嵯峨典行議員の質問にお答えをいたします。「シルバー人材センターの役割について」ということでございます。 お話しございましたとおり、村では主に村道の草刈り、諸施設の清掃などをシルバー人材センターに毎年度委託させていただいております。年によっては、選挙看板関係の作業や、残念にも災害があった際にはそ</p>
--	---	--

	<p>議長 嵯峨議員</p>	<p>の廃棄物の処理などもお願いしてきているところでございます。</p> <p>それら村からの作業に係る委託金額ですが、令和元年度ですと 1,000 万円を少し超える額となっておりますし、今年度、令和 2 年度の場合も 1,050 万円程度になるというふうなことで見込まれるというふうなことで報告を受けております。</p> <p>それでご案内のとおり、この作業量、委託金額は、例えば道路担当課で所要の作業量を見込みながら予算を確保し、そして順次に作業をしていって見て、不足な場合には補正増額をと、そして少し過分だったといった場合には補正で減額をして、あるいは不用額処理というふうなことになっていく仕組みでございます。</p> <p>ご質問の委託作業量や金額の増につきましては、例えば、道路で申しますと、村民の安全・安心な利用に支障があるので、草刈り部分の足りない部分があるということで延長についてご指導などいただければ、担当課の方で適切な範囲で予算措置をしてというふうな取り組みになるものというふうなことでご理解をいただきますようお願いをさせていただきますまして答弁とさせていただきます。</p> <p>1 番嵯峨議員。</p> <p>どうもありがとうございました。私このシルバーの件に関しまして、直接現在のシルバーの所長さんと前所長さんにお話しを伺いました。実際の草刈りは 6 月・7 月ごろから始まって 8 月休んでまたその後で、だいたい 3・4 カ月というふうなことで、いろんな問題があると聞いております。遠慮して予算を出していないのか分かりませんが、6・7(月)に一回刈った草を 2 回目また刈らないと同じくらい伸びるそうなんです。一回目刈ったところを今の予算では全部は刈りきれないと、「どうしてますか」と聞いたら主なところだけ刈って 2 回目を刈らない場所もあるというふうな話しも聞いております。やっぱりもう少し予算があれば 2 回全部、全村道をきれいにできるのではないかとというふうな話しも聞いております。またもう 1 点ですね、私もこういった仕事をアルバイトでやった経験があるんですが、6 月・7 月の草刈り前にですね、1 番大きな仕事があるんですよ。道路の枯葉取りとか土砂にたまった土砂撤去、これを草刈り前にやっておけば本当に仕事が楽なんです、6 月・7 月の草刈りのときにどっちもやらなくて済むから。だから 5 月からできるような予算分を追加してもらえれば余裕を持ってできるなという話しは現所長さんからも聞いております。やっぱり土砂撤去をしないでおきますとですね、大変なんです。放置しておくと。私も一回野場開墾に行って土砂撤去をしると言われたときにおそらく 10 年以上もやっていないと思ったんですが、びっちり上まで 30 c m くらいですか、土がたまってその中に直径 10 c m くらいの根が数 m にわたって側溝の中に根が生えていたんですよ。それを取りなさいとしゃべられて、えらい目にあつたときがあつたんですよ。あれを毎年こんなになる前にこんなもんで取っておけばそん</p>
--	--------------------	--

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>なことをしなくてもよかったですけれども、やはりいろいろ細かい話しを直接現場の人たちから聞くとただ草刈りだけをやるのの予算くらいでないのかなと思っている訳です。</p> <p>それで今会員さんが 43 名いて実際草刈りに参加している人は 30 人くらいで、「何ぼうくらい稼ぎますか」って言ったら 3・4 カ月でも 30 万円前後じゃないかと。というのも 1 週間のうち土日以外に 1 回休みがあるそうなんです。4 日しか稼がれないと、結局 4(日)×4(週)=16 日で雨が降ったり何だりすれば休みが、出なくなるというふうなこともありますので。何といたしますか、これも村長の考え方だとは思いますがけれども、今シルバーさんがやっている草刈りも、もう少し楽な仕事というか、楽に進めるためには 6 月の草刈り前に、5 月に枯葉取りとか土砂撤去を村道をチェックしてあるところをやれば働く方もだいぶ楽に草が刈れるのではないのかなと思って、自分も見歩いていたりなんだりしておる訳でございます。それで、何とか 30 万円のを 40 万円にするとか、あと 1 カ月分くらい足していって私なりの考えですけども、ここにも書いてあるとおり、本当に高齢者としゃべれば申し訳ないですけども、本当に年金生活だけでやっている人は、この収入は本当に大きなものだと思うんですよ。やはりそれを少しでも何とか増やしてもらえないかという思いでこの質問をさせてもらいましたが、長々言うつもりはございません。最後に今言ったことを踏まえて村長の思いを一言聞かせてもらえればそれで終わります。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えを申し上げます。まずシルバー人材センターの目的。効果等々につきましては、まさにそのとおりといったようなことで、承知をさせていただきますし、やっぱり村にとってもまたその方々にとっても人材センターそのものも必要な組織といったようなことで、考えさせていただいております。先ほどお話しをいただいたような、安全・安心に道路を走るに支障があるというふうなことを私でも確認したり、担当課でも確認をすれば必ず、事故等起こすに大変な訳で、村民の事故ともなればそれこそ命に関わったりする訳でございますので、それはそれでやるというふうに思いますので、そこらうちでも道路等の巡回等もよくさせた中で、調査もさせて草刈り等のやり取り等の確認、作業後の確認もさせていただきますので、そこら辺は担当課等に不足の部分等の箇所等があったらお話しをいただければというふうに思います。</p> <p>表現的に仕事も作業量も少ないのに予算だけ付けるというふうなことはまずないという、ただ安全に村民の方に公共施設を使っただけのために、村がやるべきことを行うための予算であれば必要に応じてしっかりと付けてまいるといった中で考えているというふうなことでご理解をいただければと思います。</p> <p>(「よろしく願います」と嗟峨議員)</p>
--	---------------------	---

	<p>議長 嵯峨議員</p>	<p>それでは、1 番嵯峨典行議員の 2 項目目の質問を許します。 1 番嵯峨議員。 ふるさと納税関係について今から質問する訳ですが、ちょっと質問する前に一言お礼かたがたさせていただきます。ふるさと納税につきましては、右肩上がりでどんどん上がって、今年度 2 億円を超える金額までいったと聞いております。これは一重に森田政策推進室長をトップとした職員が一丸となってこういう結果を出してくれた賜物だと思っております。本当にありがとうございます。末端の一議員ではありますが、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。これからも引き続きこの額を上回れとは言いませんが、なるべく下がらないように頑張ってもらいたいと思います。努力をお願いいたします。</p> <p>それでは入らせていただきます。「ふるさと納税の使途について」、ふるさと納税は、令和元年度約 7,000 万円、令和 2 年度 2 月直近で約 2 億 2,000 万円と聞いております。村にとっては大変ありがたい収入であり、また返礼品を扱う地元業者にとっても売上増につながるものであります。この財源を子育て支援と高齢者福祉に重点を置いてもらいたいと思うところであります。</p> <p>子育て支援ですが、親御さんの負担は小・中学校より高校・大学・専門学校等、学年が上がっていくほど負担は大きくなると思われま。そこで、高校においては通学定期券の補助、久慈管内以外の高校に入学している方については下宿代の補助ができないものか伺います。また現在、条件付きではあるものの、看護師・保育士等には給付型の貸付制度がありますが、一般大学、専門学校にも全額ではなくても、いくらかの給付型奨学金の貸し付けをできないものか伺います。</p> <p>次に高齢者福祉についてですが、人は歳を重ねていくほど体に不調が起り、病院へ行く回数も増えていきます。政府では、75 歳以上の医療費を所得により 1 割から 2 割へ引き上げると聞いております。そこで、高齢者の医療費を一部でもいいですが、補助できないものかお伺いします。また、以前に一般質問した、自家用車を所有していない高齢者へのタクシー補助券はどうなったか併せて伺います。</p>
	<p>議長 柁屋村長</p>	<p>柁屋村長。 嵯峨典行議員の「ふるさと納税の使途について」の質問にお答えをいたします。まずもって、職員の取り組みに対しまして、感謝の言葉ございました。大変にありがとうございます。それでは、お答えをしたいというふうに思いますが、まずふるさと納税の使途でございますが、村が示した事業に寄付者がこれにとの指定をして寄付された場合は、その分野の事業の財源に充当して使わなければならないということが 1 点ございます。</p> <p>本年度の状況でございますけれども、指定有が 70.4%、指定無しが 29.6%でございます。指定有の 70.4%の分野別でございますけれども、</p>

人づくり・教育が 27%、産業振興が 19%、健康・福祉が 11%、そして環境・自然保護も 11%というふうなかたちになってございます。従いまして、本年度は、人づくり・教育分野には、3,000 万円の財源充当は必ずしなければならないというふうなかたちというふうなことになっておるところでございます。

そういった中にごございますけれども、もう 1 点は本年度のふるさと納税、ウニやマツタケがまさに異例な状況でございました。来年度以降もこれが横ばい、あるいは若干でも伸びて、このまま財源も増えるというふうにして、長期施策を固めることには少し慎重になっていかなければならないというふうに私は思っております。

そういった中での提案、3 点くらいございましたけれども、これに対する考え方でございますけれども。まず、高校生への通学定期券とそれから下宿代の補助でございまして、通学定期券は、三陸鉄道で半分をいずれ来年度も補助継続ということでありますし、下宿代につきましては、高校所在の主に町村な訳ですけども、そこで例えば葛巻町とか野田村では月 3 万円といったようなかたちで補助をされております。状況としては、授業料の無償化ということがそのとおり実施をされてございますし、本村で申しますと、他の町村と違って高校生までの医療費の無料化といったようなかたちもされておるといふような現状にあります。議員さんご理解のとおりというふうに思います。

ご提案の定期券の件と下宿代の件でございまして、子育て世代の先ほどお話ししたような負担軽減の在り方、そしてふるさと納税を含めた総体的な必ずしもふるさと納税が現状のままではないといったようなことも含めての財政状況などを踏まえて、さらなる検討をさせていただきたいというふうに思っております。いろんな高校生の保護者の負担状況の変化などがございましたら、議員さんから情報提供とかいろいろご指導をさらにお願いをしたいというふうに思っております。

それから、一般の大学生や専門学校生への給付型の奨学金の件でございまして、国・県、諸企業・諸団体においても、数々の給付型奨学金というのは用意されておるところでございます。是非、本村からの学生の皆さんも積極的にそういったものを使っていただきたいというふうに思っております。

村で行う給付型の奨学金につきましては、当面村で確保し難い、そしてどうしても必要な人材といったようなことの確保・育成の部分に力を注いでまいりたいというふうに考えております。そういった部分の確保等に見通しなどが順調になるといったような状況が出れば、次の議員さんお話しの部分への拡大といったようなことも検討をできるのかなというふうに思っておりますし、そういう状況に早くなることを願ってまずは現状の部分での取り組み、対象の部分の奨学金制度を進めてまいりた

	<p>いとそのように思っております。</p> <p>それから、高齢者の医療費の一部補助の件でございますけれども、本村の医療費負担、先ほどお話ししたように高校生までの部分は、全部免除ということで、他の市町村と違う訳ですけれども、あとは他市町村と同じで、69歳までは3割と、それから70歳から74歳までが2割と、そして75歳以上が1割の負担というふうになってございますし。そして来年の10月から先のどこかの時期では、本県でいいますと、諸報告にもありましたように、県内の75歳以上の14%の方々くらいが、2割負担へ移行とそれには激変の緩和措置も設けられるといったような状況というふうに思って状況を確認しております。この医療費の軽減、うちだけでその部分を軽減するといったようなことについては、非常に国で厳しい見方をする面がございます。医療費の減免をするならうんぬんかんぬんということで別な面での負担を強いられるといったようなこともあったりしますので、そういったことを十分に勉強をして調査もした上で取り組んでいかなければならないなというふうなことで思っております。</p> <p>状況的には、激変緩和の措置が続くものというふうに理解をしておりますし、うちの場合ですと14%がそこまでは届かないというふうな担当課の予測もございますので、そういったことの状況がもう少し明らかになるまではやはり財政面の影響等も確認をしながら、これもまた申し訳がないですが、これも慎重に検討していきたいなというふうな考えでおります。</p> <p>それから、長くなりますけれども、例の高齢者へのタクシーの補助券の件でございますけれども、昨年も答弁させていただいたように村営バス・患者バス、それからイベント巡回バス等の無料運行、そして障がい者向けの福祉タクシー券の交付、そして社協さんの方には、福祉移送サービスの実施などもいただいている中で、さらなるニーズとそういったようなものも調査をさせていただきたいというふうなことで昨年答弁させていただきました。現在もまさに検討中というふうな状況でございます。と言いますのは、この福祉タクシー券、月2枚、1年間で24枚の交付させていただけるというふうな制度になっておりますけれども、対象の方の13%の方しか申請をされないというふうな状況、利用額にいたっては、対象の6%しか使用をされていないといったような状況にあります。福祉タクシーの分がゆえなのかなといったようなこともありますけれども、いずれまずは福祉分野のこういった利用率を上げなければ、高齢者全体のものを上げるというふうな状況でなかなか理解は得にくいというふうなことに思っております。</p> <p>また、この間敬老祝いのクーポン券事業を実施をさせていただきましたけれども、うちとすれば、その業界の減収も激しいといったようなことも踏まえて、ぜひタクシーにもお使いをくださいということでもPRして出した訳でございますけれども、この利用に至っては1%にもいか</p>
--	---

		<p>ないといったような状況でございまして。別要因があると捉えるにしても、どうもそこら辺の確認をしっかりとしなければというふうなことでございますし、福祉計画を今年度作っている訳ですけども、その中で高齢者のニーズを調査する訳ですけども、その中で「困りごとアンケート」というのをやった際に買い物に困るは15%で、あとの75%の方はその部分ではないといったような回答もあっている訳でございまして、そういった状況の中で村長として、福祉施策の中で高齢者すべてにタクシー券を出すという選択はなかなか、今現在の利用状況等々から見てできないというふうな状況に思っておりました。これもまた申し訳ないんですが、もう少し時間をいただきながら、私の方では福祉関係の利用の方のことをちょっともっと利用率を上げる取り組みといったことを、そういった障がい者の方々のためにもしていきたいなと思っておりますので、そういった取り組みを進めながらいろんな検討をさらにしていきたいというふうに思っております。</p> <p>なお、具体の実情につきまして、福祉関係の団体であれ組織であれ、そういった老人クラブさんであれ、そういった方々の実際の状況のお話しといったものを担当課の方で今の私の言った状況よりも別な状況にあるかどうかといったのを担当課の方にも聞かせてみたいというふうにも思っておりましたので、そこら辺のご理解をいただいてもう少し検討を深めさせていただきたいということを申し上げまして答弁とさせていただきます。</p> <p>1 番嵯峨議員。</p> <p>ちょっと議長にお伺いしますが、今 12 時ですが私の持ち時間があと 30 分ほどありますが、そんなにはかからないんですが、少しくらいだったら続けても…。</p> <p>いや、大丈夫です。どうぞ。</p> <p>議長のお許しを得ましたので続けさせていただきます。私がふるさと納税の用途について単純に考えたことなんですけれども、せっかく今年度 2 億 2,000 万円、村で自由に使える金が 1 億円、今の村の課題は何か、やはり少子高齢化ではないかと、やはり今一人っ子から二人っ子、村が手厚くいろんな当然ありがたいかな、はまゆり子ども園は無料、この間のあれで給食費も無料になった訳ですが、やはりこれにも書いてあり、高校とか大学とか学年が上がるにつれてすごくお金が、ゼロが 1 つ足ささるくらいのお金が毎月出ていくんですよね。各家庭から。それで、せっかくこういったご寄付をいただいて、さっき村長が言ったとおり、用途を決めるのが 70%、自由に使っているのが 30%であれば 2 億円に対して約 6,000 万円、半分だから 3,000 万円くらいですか、は自由に使える金がある、これが未来永劫に続くとは私も甚だ考えておりません。村長が確かに言うとおりの、継続的なものやってしまうとふるさと納税がまたガタッと 1,000 万円とか何ぼうになったときに一般財源から持つ</p>
--	--	---

てこないと、役場の懐具合が悪くなるというのも確かにそうだと思います。ただ私が考えるのは、村の一番の問題である、少子化対策、この間教育委員会に行きって聞いたら、小学校がだいたい平均1学年15人弱、中学校も17人弱なんですよ。本当に大した人数でないと言えば大した人数でない、ほかに比べればマルが1つ足りないくらいの人数だと思うんです。そんなに何百人にお金がかかる訳ではないと思うし、本当に少ない人数の中でのきめ細かい施策をやってくれば今いる親御さん、本当に子どもを産むカップル自体が普代には少ないものですから、やはり1人よりは2人、2人よりは3人ということになれば、ある程度行政の方でも子育てに対する支援をやっていかなければ、経済的に2人で打ち止めとか、3人目は無理だとかというふうなことになると思うんですよ。この間の新聞で、どこでしたっけか、10万円を7年間、第3子以降に毎年やるというところもありますし、ちょっとど忘れしましたがけれども、やはりそうやってどこでも苦慮していると思うんですよ、各市町村によってこの少子化対策は。やはりたかだか2,500人の村の中において、たかだか15人前後の1学年のあれもできないというのも、せつかく2億円もふるさと納税をもらっていきまくれませんししゃべられれば、ああそうですかと俺も頭を丸めなければならぬような気がします。

あと、ほかの条件付きの大学の方の給付の関係ですけども、確かにいろいろな給付型のやつがほかにもいろんなのを使えばできるというのを今村長から聞いて少しは安心しました。だがしかし、やはりどうしても村でもたとえ1カ月たった1万円でも下宿代の一部にしてくれませんかとか、そんなに人数がいるはずはないんですよ、何百人とか何千人とか。これもできないのかなと思って今聞いてました。

それと時間もあれですので、この高齢者福祉についてですが、今の普代村の2,500人を維持した。減ってはいるんですが、普代村が今あるのはですね、今の70代後半から80代の人たちがですね、当時普代村に何の産業もなかったところに、移住しないで普代村に愛する妻子を置いて出稼ぎに行きって外貨を稼いで、向こうを定年になって戻った人たちが80代以上の人だと思うんですよ。高度成長期、30年代40年代。また浜の方においても、30年代40年代というのは、まったくあの当時は今のようにサケが捕れる訳でもない、養殖ワカメ・コンブをやっている訳でもない、採海藻、磯漁、あとは定置、はえ縄、釣り、本当に貧乏漁師と言われながらも歯を食いしばって地元に住んだ人たちが今80代90代になって今の漁協の存続を、基礎を作った人たちだと思うんです。その後昭和40年代になって、養殖ワカメが始まり、昭和50年代になって養殖コンブが始まり、その後サケのふ化放流によって当時の昭和50年から数十年続いたサケバブルが始まっているいろんな人たちが普代村に戻ってきて、一時期優勢を極めた時期もあったんですが、その全てはやはり今の高齢者75歳から、ちょっと分からない、俺のお袋の年代だから80何ぼう、90

	<p>議 長        榎屋村長</p>	<p>歳くらいの人たちだと思うんですよ。やはり私はこの人たちがいたからこそ今の村が、基礎がある。というのは、今は1学年15人くらいの人が大学を終わればほとんど普代村に残らないで、あっちに住所を持って戻ってこないんです。当然先は見えているんですよ。しかしながら、今普代村がこうして存続しているのは、やはり当時出稼ぎ収入で外貨を引っ張って一人で稼ぎに行った、漁師さんたちも貧乏でも何でもとにかく踏ん張って稼いだ。またあるいは、漁師さんでも北洋のサケ・マスとか、八戸のイカとかそんなところに行って子供と妻を家に置いて稼ぎに行った人たちだと思うんですよ。やはりその人たちに何らかの方法で報いてやれないものか、80(歳)を過ぎれば、余命もそれほどある訳ではないんです。その人たちに何もできないのかというのが。やはり私としては、せつかくふるさと納税がこれほどきているのに対して、一般財源で使えばいいようなものでも、指定があるとかないとかは分かりませんが、やはり子育て支援とこういった高齢者に向けるべきでないか、弱者に向けるべきでないか、というのが私の持論です。長々になってもう言いませんが、最後に村長の今の私の思いをくんで最後に一言答弁をしてもらって終わりにします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>ありがとうございました。お答えをさせていただきます。高校生の支援のことで、少し頭に残ったのが100%進学するのに何で義務教育でないのかなと、小・中学校・子ども園であれば、その質を高めるために何をやってもいいというか、どんどん支出もしたいというふうにも思う訳ですが、そのどこまで可能かといったのが、頭に引っかかって今現在もいるという状況です。従って、高校の所在町村が、高校再編をできるだけ延ばすための措置でやる下宿のことも、それから三鉄が災害復旧の部分で、復興の部分で、あるいはもろもろのぎわいづくりのために高校生の半額定期券といったことをやるのも理解はできますし、それはその部分の掌握するエリアの中でやらさっているものだというふうな部分で、普代村がどこまで義務教育でない部分のことにどこまで支援をできるのかな。ただ現実的には100%進学するから、国の悪口を言う訳ではないけども、もっと国でも普代村のように、いろんなものを出せと、高校生に対してもと言いたい訳ですけども、そこらの部分が悩ましくて今いるということでございます。当然高齢者のことにつきましても同じように、今まで、われわれが今あるのも、そういった高齢者の方々が頑張ってくれたおかげだなというのも承知をしますし、言及のあった貧しい漁師の子供と言えまさに私のようなものというふうなことで、そういった親の苦労も十分承知をしている訳ですけども。その中で、もう少し検討させていただきたいというふうに思いますし、団体とかいろいろなところと状況を確認をしたいというのは、例えば、もう少し一人暮らしのこういう買い物ができない、そういった方々にしぼった制度の提案で</p>
--	----------------------------	--

<p style="text-align: center;">休 憩 再 開</p>	<p style="text-align: center;">議 長</p>	<p>いったんいただければという思いも込めて、さっき実態を聞きたいというふうなお話をさせていただきました。最初から広いのもいいですけども、お話ししたような実態を見れば、もうちょっと私とすればよかった、お話しがあった弱者という表現がいいかどうか分からないけども、そこにしぼったような部分でいったん作るのであれば、みんなで相談をする意味が、深い制度になるのかなというふうな思いでもおりました。以上でございます。</p> <p style="text-align: center;">（「よろしく申し上げます。終わります」と嵯峨議員）</p> <p>以上で、1 番嵯峨典行議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、昼食のため(午後)1 時 10 分まで休憩いたします。 (12 : 12)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (13 : 10)</p> <p>次に、2 番金子泰男議員の一般質問を許します。</p> <p style="text-align: center;">2 番金子泰男議員。</p>
	<p style="text-align: center;">金子議員</p>	<p>2 番金子でございます。「村におけるコロナ対応策について」質問をさせていただきます。</p> <p>全国的に見ても、今まさにコロナ感染症の患者が急拡大している中にあって、普代村にとってもいつコロナ感染症の患者が出てもおかしくないといった状況にあると思っております。広域管内でも今後さらに感染拡大が進むことになれば受け入れ先がひっ迫することも予想される訳で、コロナ対策は喫さんの課題であると思っております。</p> <p>こういった中にあって岩手町では、新型コロナウイルス感染症の患者や家族らを受け入れる宿泊療養施設として、移動式木造住宅ムービングハウスを整備するとしており、コンパクトな空間に台所や浴室、トイレなどを備え、住みなれた地域で療養や健康観察ができる上に自然災害時には避難所にもなり、9 月の利用開始を予定しているとしております。</p> <p>普代村においては村民の安全・安心につなげるためにどのような対応策を検討されておられるのか。また、新型コロナウイルスのワクチン接種を医療従事者から 2 月中に始め、65 歳以上の高齢者は 4 月 1 日以降になると報道をされておりますが、普代村におけるワクチン接種はいつ頃になると見込んでおられるのか、村長のご見解をお伺いいたします。</p> <p style="text-align: center;">枉屋村長。</p> <p>金子泰男議員の「村におけるコロナ対応策」についての質問にお答えをいたします。新型コロナの宿泊療養施設は、無症状や軽症の感染者が、感染を拡大させないように、保健所の指示などにより一定期間を過ごす施設であります。</p> <p>この施設も、病床などと併せまして、都道府県において準備されるものと承知してございます。岩手県では、「まん延期」対応で、民間宿泊施設を 300 室確保する方針とお聞きをしております。</p> <p>今後も村に何室を用意せよとの指示などは想定されない訳でございますけれども、いずれ県と連携をしながら、村が行うべきコロナ対応策に</p>

	<p>は、万全を期してまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きもろもろの情報提供などをお願いもさせていただきます。</p> <p>次に、普代村でのワクチン接種の時期でございますが、現段階では、全国での医療従事者の先行接種が順調に進めば、4月末ごろからは、本村でも65歳以上への優先接種が始められ、その2回の接種が終わる7月下旬以降からは一般の方にも進められるものと予測として承知させていただいております。</p> <p>そして、国でもご苦労されている訳でございますけれども、何とか必要なワクチン量の早期・確実な確保に取り組んでいただきたいというふうに思いますし、そのことにより国民に安心感を与えてくださればというふうにも思っております。村民の皆様には、冷静な対応をいただきながら、ワクチン接種へのご理解とご協力を賜りますよう今後もお願いをしておりますことを申し上げ答弁とさせていただきます。</p> <p>2番金子議員。</p> <p>ただ今村長より答弁をいただきました。コロナ対策については、国からのいろいろな方針そしてまた情報にのっとって態勢を構築していく、これしかない訳であると思っております。そういった部分で村としても、特にも担当課の部分では、本当に苦慮をしている状況にあるんだと思っております。そういう中であってコロナ感染症患者在今拡大をしている状況にある訳でございます。最近ようやく下止まりといったようなことを言われておりますけれども、12月・1月にかけては、全国的に本当に大きな拡大につながっていた状況にある訳でございます。岩手においても毎日のように感染症患者在出たといったようなそういった状況、そしてわれわれ生活圏の中にあります、広域管内でも久慈市・洋野町から出ております。そういった中でわれわれ普代村でもいつコロナの感染症患者在出てもおかしくないといったようなそういった状況にもある訳でございます。村民の皆さん方、毎日の生活がコロナ感染の心配をしながら、そしてまた不安を抱えながらの日々の生活を送っている、そういった状況にもあると思っております。普代村でもいろいろな課に対して、いろいろな分野で感染予防対策をとっております。岩手町では、本当に1月の部分で、この移動式の木造住宅ムービングハウスを整備すると日報に大きく出た訳でございます。本当に報道というものは大きな影響力があるもので、普代村としてもいろいろな課において対応策は取っている訳でございます。取っている情報をやっぱり村民の皆さん方にお知らせをする、そのことが村民の一つ大きな安心をさせる材料になるんだろうと思っております。防災無線を使った啓発活動、ここの部分は、毎日感染症の予防対策として呼び掛けてはおります。こういったいろいろな事業の中身、事業計画等、せつかく各担当課長さん方が一生懸命作り上げた計画の部分もある訳ですから、村民の皆様方にお知らせをして少しでも安心につながっていただきたいなと思っております。</p>
--	---

議 長  
金子議員

そして、感染症にかかれば本当に自宅療養される方々も全国的に見ますと、急激に容体が悪化するといったようなケースもある訳でございます。専門家の皆さん方、いろいろ話しておられますけれども、少しでも専門家の話しを話させていただきます。新型コロナウイルス感染症は、軽症や無症状と診断をされても急激に悪化する例が少なくないとも言われております。そして、逆に軽症者は安静にしていれば、自然に治っていくことが多く必ずしも薬が必要な訳ではない。ただ最前線で治療に関わってきた国立がん研究センター中央病院の岩田感染症部長は、「元気だった50代60代の方がさほど苦しいといった症状はなくても、悪くなることもあり、事前にどうなるかの予測もしづらいんだ」と話しております。専門家の方々もまだまだ分からない部分がある、そういった状況にある訳でございます。そういった中であって自治体の中には接種した方にはいろいろな商品券を配布するといったような自治体も出てきておるとテレビ報道等で伝えられております。やっぱりどこの自治体とも本当に多くの住民の方々から接種を受けていただき、そして感染症予防、発症予防を抑えるといったことに力を入れているんだということが本当に分かる訳でございます。逆に感染症になった場合であっても、行政がしっかりとフォローをしていくんだといったようなこういった情報も村民に発信をすることが、本当はかなり感染症の安心の部分で、多くの人が接種を受ける材料にもなるのかなといったような気がしております。今村長から答弁をいただきましたけれども、なかなか国からの情報、あるいは方針が定まっていな中ではありますけれども、4月ごろに国は高齢者接種に向け進めるんだと言っておる訳でございます。本当に4月中の接種になるのかといったような部分がある訳ですが、接種計画の要となるワクチン供給量、あるいはスケジュール等は村に国からどのような情報が入ってきているのか、ここの部分を再度お聞かせをいただきたい。やっぱりこの供給量がなくていつごろ、ただいつぐらいに高齢者接種が可能なんだといったようなことであれば、また村民の不安が広がってくる、そういった部分にもつながってくると思います。そういった供給体制のスケジュールはどうなっているのか、それもまだ入っていないのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。やっぱり私は、村民が今一番安心をしていただくためには、ワクチン接種だと思うんです。国でも多くの住民の方々からワクチン接種を受けていただくと、そのことが本当に感染症予防、そして発症予防につながってくるといったようなことである訳でございます。

それからもう1点、コロナウイルスワクチンの接種について接種体制の概要が担当課長より説明をいただいた訳でございます。その中で当面16歳以上が対象なんだといったような説明を受けました。国でもまだ16歳以下はどうなるかの予測もまったく出ていない、そういった状況にある訳でございます。そういった中で2月17日でしたか、大船渡の中学校

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>においてクラスターが出た訳でございます。こういったたくさん的人数がいる中学校・小学校あるいは子ども園等で感染症患者が1人でも出れば、本当に大きな感染拡大につながってくると思っております。そういった意味において、今でもいろいろな予防対策をとっているんですけども、16歳以下も全員がワクチン接種を受けるまでは、最低でも今まで以上な予防対策を続けなければならないんだらうと思っております。この大船渡でのクラスターを本当に重要な部分だと捉えている訳ですが、小学校・中学校においての特に子供さんを持った親御さんが、どのような対応策といったようなことも聞かれる方もいる訳ですが、本当にこういった部分をお知らせをして、安心をさせるといったような部分が本当に大事だと思っておりますので、そういった部分、村民にどのようなお知らせをしているのかなといったような部分も合わせて再度お聞かせをお願いをします。細かいところまででありますから、担当課でなければというのであれば、村長さんの方から指名をしていただいで答弁をいただきたいと思えます。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まずお話しをいただきましたように、細かい部分まで承知していない部分でございますので、一部担当課の方からお話しをさせていただきますというふうに思えます。まず情報提供の件でお話しございました。まったくそのとおりでございます。予防のこと、それから接種のこと、あるいは予定されるにはその後のこと等々、順次段階的に知り得た部分は担当課の方にお話しをして、情報提供をするように心がけてまいりたいというふうに思っております。それからですね、ワクチンの配分量でございますけれども、テレビ等の報道から推測をして、割り算・掛け算をしてみれば、大体4月中には、普代にも50人分はいかないのか、以下でおそらく来るような報道にはなっておりますが、今現在何個来て、それが県を通じて久慈管内で何個で、そしてそのときにどういう対応で、対象でやるかというふうなことまで検討するくらいははっきりとした数字がないということでございます。仮に30来たとすれば、その30をどの高齢者で、どの地区で、あるいは年齢的な部分でやるかといったようなことも数によっていろいろ違ってきますので、そういったことがある程度しっかり分かるような段階で具体的な対応をするというかたちで進めて行くものだというふうに思っております。また個別接種ということにうちはなる訳ですけども、現場の先生とも、そこらのことは相談をして対応しなければというふうなことでございますので、もうちょっと詳しいことは担当課の方でお話しできるかもしれませんけれども、今現在私のところとか、村で確実に承知しているのはそこら辺というふうなことでございます。</p> <p>それから、16歳以下の情報でございますけれども、これはまさに私では分からなくて担当課の方から状況を説明していただければと、聞い</p>
--	--------------------	---

<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>ていただければというふうに思います。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。ワクチンの供給計画のスケジュールについてのご質問がございました。国の方では4月12日から高齢者のワクチンの接種を開始するというふうな公表でありました。まだ供給が少なく、その少ない中で都道府県均等にですね、東京とか神奈川はまた数量が違いますけども、均等に配分をするとなる予定ではありますが、12日からの接種となって、その配分された数量というのもまだ明らかにはなっていないんですけども、恐らく岩手県に配分するのが、恐らくと言ってお答えしていいものかどうかあれですけども、私の今知り得る情報の中ではということでお許しください。20ケースほど、20ケースになりますと、回数で言いますと、約1万9,500(回)、2回接種になりますので、1万人を切ったワクチンの量となります。それをさらに県内である人口規模によってあるいは傾斜配分で配分されたとすれば、ごく少量がですね、普代村分となる可能性があります。ただこれはまだ明らかになっておりませんし、国の方では、各自治体の判断、またそういった事情を考慮してですね、決めてくださいというようなことも一部報道等でもあります。その本格接種につきましても、皆様のご承知のとおりですね、新聞・ニュース等での報道のとおり4月の下旬からということで、できれば安定供給を待って、希望される方がすみやかに3週間の間隔をもって接種できる体制を整えていきたいなというふうに思っております。供給量、または計画、スケジュールにつきましては、以上となります。</p> <p>あと16歳未満の情報はですね、なかなかこちらの方にもきていませんが、確かに県内で小学校でのクラスターが発生しております。発生源というんですかね、発生源は小学生というよりは、関連する大人の方ですね、行動範囲によるものであって、まずは従来のとおりですね、大人というか、感染症予防の徹底をですね、引き続き行っていただきたいということで、毎週土曜日には、防災無線での放送、告知端末で放送をしております。そのほかチラシ等でも予防の徹底等をお願いをしているところでございます。16歳未満の情報等が少ない中でですね、いろいろご心配をおかけする点多々あるかとは思いますが、こちらの方での提供できる情報というのは以上となります。</p>
<p>議長 金子議員</p>	<p>2番金子議員。</p> <p>いろいろ国からの情報を待っての皆さんにお知らせといったような部分で、本当に担当課としても歯がゆいといいますか、何か物足りないといいますか、そういった部分があるとは思いますが、今村長さんからも答弁をいただいた訳ですが、供給体制がやっぱり定まっていないうんだと、村に責任がある訳ではないんですが、国からの方針が定まっていない、また国とすれば、外地から薬品がくる訳で、その部分がいつ入ってくるのかも分からないようなそういった状況である訳ですが、普代村の高齢</p>

者と言われる 65 歳以上、12 月末現在でお聞かせをいただきましたけれども、1,087(人)といったような数字でございますが、いつまでかかるのかなといったような状況にもある訳です。そして、今答弁をいただいた、いくら供給量が普代村に入るのか分からない、入って例えば 50 人分くらい入ったとする、じゃあ各自治体で判断をして、受ける希望者を取った場合に誰を優先的にやるんだと、村長さんが答弁のとおりそこが非常に自治体としても難しい部分があると思います。そういった部分をやっぱり、国から例えば 50 人分入ってきたらもうこうするんだといったような国の方針が決まった状態で、村が対応していかなければならない訳ですが、そういった部分は村としてもしっかりとしたベースを作っておくべきではないのかなと思う訳ですが、そういった誰を優先的にするかといった、同じ 65 歳以上の部分ですが、そこら辺の考え方は、どうであるのかなといったような思いもする訳です。いずれ今報道の中には、イスラエルの研究チームが接種回数に関して報道をされておりますけれども、1 回の接種でも発症を 85%減らす効果があると調査結果をまとめ、ニースの医学誌に発表をしたといったような報道もされ、そして、自民党の部会でも今後の供給状況も踏まえながら、議論を進めるんだとしているようなこともある訳ですが、全く国としてもいろいろな情報が錯そうするといえますか、そういった部分でどれくらい国内にワクチンが供給されるのかといったような部分もまだ、はっきりも示されていない状況である訳です。

普代村に例えば、100 人分来たとするならば、どういった順番といえますか、そういったものは今の段階ではまったく示せないような状況なのかなといったような気がします、そこら辺はどうですか。

議長  
榎屋村長

榎屋村長。

お答えをしますが、まだ入ってくる量が 50 なのか、あるいは 100 なのか 200 なのか、1 回に来る、接種できる量がといったこともありますし、あまり少ないとお話しなさったようなことの線引きが非常に難しいというかできないこともあるのかなと思って苦慮をする訳ですけども、いずれおよそ議員さんからお話しがあったようにパターンを、例えば 50 の場合は、当然 10 とか何ぼうの場合は久慈管内で調整してどこかがあれして、次は今度は逆に私らの方で同じ程度のところとはといったようなことにもなるんでしょうけども。いずれ 50 の場合だとどういうふうな、100 の場合はどういうふうなことというのを思案的なことでも検討を診療所あるいは福祉課等でさせたいというふうに思います。やっぱり年齢で 1 線を引ければまずいいのかなと思うんですけども、年齢でなかなか引けない数の場合は困ったなど。かといって、例えば黒崎地区の高齢者からとか萩牛地区の高齢者からというふうな地区割も、これもなかなかうまく供給した、来る量に合った線引きができるかといったので非常に難しいと思うので、基本的には年齢等を考え方の一つとした中でもろもろ検

	<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>討をするようなかたちといったようなことになっていくのかなというふうな、これもまた私の予測ですけども。そんなことで思っていました、そこらでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。先ほど村長がお答えしたものに重なりますが、少量のワクチンが供給になった場合、どのような優先をもってというような村で検討しているのかというようなご質問だったと思います。その中で検討については、診療所の先生ともですね、実はそういう少量の場合というような話もさせていただいておりました。その中での結果ということとは出ておりません。先ほど村長がお答えしたとおりですね、年齢の高い人からまず接種をいただいて感染を防ぐというような考えが国の方でもありますので、そのようにも検討の一つというふうには考えております。村内 95 歳以上の人口が 30 数名ということであります。そういった段階的にも年齢を若くしていくとか、落としていく、そして接種率を高めるというようなことも検討の 1 つだというふうに思っております。願わくば、次のワクチンの供給が途絶えないで安定的に、普代に必要な量が供給される見通しというふうな段階でですね、皆様にお知らせをして希望のある方、65 歳以上、その方々の予約をもって接種をいただきたいと。65 歳以上が終わりましたら、基礎疾患・高齢者施設の従事者また 60 歳から 64 歳、そして 64 歳未満ですか、そういったふうに段階的に優先を判断した中で、皆様に接種をいただいて集団の免疫効果を高めるというふうに進めてまいりたいと思っております。</p>
	<p>議長 金子議員</p>	<p>2 番金子泰男議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれ、何も決まっていない中での村の対応ということである訳ですが、本当に大変だなというように思います。いずれ、小学校・中学校・子ども園に対してやっぱり今まで以上の感染予防策として取って進めていただきたい。そして学校あるいは子ども園等から 1 人の感染患者も出さないんだといったような方針で進めていただきたいなと思います。それから、できれば普代村の村民 1 人も感染症患者が出ないことを本当に期待をする訳でございます。だが逆にいつかかってもおかしくないようなそういったリスクもあるといったような部分でもある訳でございます。これから、就職あるいは進学等いろいろな場所に出歩く機会が出てきます。そういった中で、今まで以上の対策といったようなことが必要になるのかなとこのように思っておる訳でございます。やっぱり接種の配分の方法の一つとして、自治体によってはある程度人数が打てる部分まで蓄えて保管をして、そしてある程度たまってから接種に踏み切るんだといったようなそういった自治体の報道もある訳でございます。いろいろな方法はあると思いますが、早くやっぱり、新聞等では 4 月から接種をしたいんだといったような国の方針、ただこの方針だけが前に歩いていると、皆さん 4 月を過ぎれば打ってもらえる</p>

	<p>議 長 榎屋村長</p> <p>議 長 金子議員</p> <p>議 長 榎屋村長</p>	<p>にいいのかなといったような村民の方々はあるんですが、まだいつになるかも分からないようなそういった状況であることが、本当に今分かった訳でございます。本当にこのことは、村の責任ではない、国の方針も定まっていない状況の中で本当に苦労はされている訳ですけども、そういった方針が決まって、ワクチンがいざ来たといったときには、スムーズに接種ができるような体制だけはとっておいていただきたいとこのことをお願いをさせていただきます。以上で終わりますが、何かありましたらお願いして終わります。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>いずれ、十分にお話し分かりましたので、議員さん方からもいろんな情報提供もいただきながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。</p> <p>(「1 点目を終わります」と金子議員)</p> <p>次に、2 番金子泰男議員の 2 項目目の一般質問を許します。</p> <p>2 番金子泰男議員。</p> <p>2 点目の質問をさせていただきます。「高齢者健康増進対策のための空き体育館活用策について」質問をさせていただきます。</p> <p>高齢者対策という、お祝い金を差し上げるとか保護施策が中心であったように思います。長寿社会になった今日、手厚い支援を必要とする高齢者がいることも事実であります、自ら健康づくりに取り組みたいと意欲を燃やしている高齢者がいることも事実であります。福祉行政の面でこうした方々に対しての施策が不足しているのではないかと考え、質問させていただきます。</p> <p>人間誰もが老いても健康でありたいというのは本人はもとより家族の願いでもあると思っております。今現在、村においては高齢者向けの健康増進施設はない訳ですが、そこで元黒崎小学校体育館の活用を検討してみてもどうかと考えますが、いかがお考えか村長のご見解をお伺いいたします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>金子泰男議員の「高齢者健康増進対策のための空き体育館の活用について」の質問にお答えをいたします。</p> <p>お話しのとおり、老いても健康でありたいこと、ご本人、ご家族、みんなの願いであります。そして、村にとりましても、介護いらずの状況で自立した活動をされる高齢者が、いつでもどこにでも見られること、村全体の元気にもつながりますし、何よりもこれまで、ずっと社会を支えてきてくださった高齢者に最後まで満足した人生を送っていただくサポートにもなりますので、しっかりとした取り組みをしなければというふうに考えてございます。</p> <p>ご提案をいただきました件につきましては、高齢者に関わります、福祉や医療・保健・スポーツなどの各分野の職員に集っていただくか、課</p>
--	---	--

	<p>議長 金子議員</p>	<p>長を通じて聞き取りをするかなどして、活用度それから効果など勉強をしてみたいというふうに思いますので、少し時間をいただきますようお願いをいたします。</p> <p>そしてその勉強などの中で、運動等の内容、想定人数、必要な設備、諸費用や管理のことも含めて考えてみますので、またその際にはご指導くださるようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>2番金子議員。</p> <p>2番金子でございます。答弁ありがとうございました。やっぱりこの自治体とも高齢者対策というとお祝い金をあげる、あるいは優しくしてあげる、いたわる、保護する施策が本当に中心であるのかなと思っております。私もやっぱり高齢者は大事にすべきと考え、これからもそのように継続をしていくべきと思います。そういった中で長寿社会になった今日、その前段階の自ら健康づくりに取り組みたい、そして取り組んでいる方々がいることも事実である訳でございます。そういった方々に対しまして、空き体育館となった閉校した体育館の活用を進めてみてはどうかということで質問をさせていただきました。この黒崎小学校は平成22年の3月31日閉校をいたしました。そして、普代小学校に統合をした訳ですが、134年の歴史に幕を閉じた訳でございます。そういった中で、本年が11年目になる訳ですか、閉校してから。その11年間活用策なく過ぎてきた訳でございます。その中にはいろいろとあった訳ではございますが、東日本大震災がその中には大きな大津波・震災があった訳でございます。村としても、震災の復興のために、全力をあげてきて取り組んできたといったような経緯がある訳で、本当に村長をはじめ課長さん方には本当にご苦労さんと申し上げたいと思います。</p> <p>そういった中で、活用策をなかなか手を付けられなかった状況にもあったのではないのかなというように私は思っております。今その震災も完全にといえますか、復興をされた訳でございます。高齢者の皆さんの一つの活用策としての体育館の活用、本当に進めてみてはどうかというように思う訳でございます。今65歳以上が高齢者と言われてはおる訳ですが、今労働者の方々も70歳であれば普通に仕事をやっております。そして80歳になっても農家そして漁家の仕事を精力的に取り組んで行っております。そういった高齢の方々が時間を見つけてはいろいろな運動、スポーツ、例えばマレットゴルフ、パークゴルフ、あるいは散歩等やっている方々が増えてきていることも事実である訳でございます。そういった方々に、何とか体育館の活用策を進めていただきたいなという思いでございます。屋外には、屋外なりの運動の仕方というものがあると思います。屋内には屋内なりの運動の仕方、そういったものがある訳でございます。元小学校の正式には運動場と言うそうですが、運動場である訳ですから、いろいろな器具機材が処分をしなければあるんだと思っております。そういった器具機材を使って高齢者のみなさんが、楽し</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 榎屋村長</p> <p>議長 金子議員</p>	<p>く運動をする、そしていろいろな健康のための楽しいスポーツを取り組みながら進むことが、地域の活性化・あるいは村の活性化にもつながってくる、そして最後には、いろいろな健康でいられることが、村の医療費の軽減にもつながってくるのではないかとこのようにも思う訳でございます。そういった意味において何とか高齢者の皆さん方が自由に楽しめる、村内の皆さん方が自由に楽しめる施設として活用策を検討いただきたいと再度お願いをする訳でございます。維持・管理の部分で本当に心配はされると思うんです。しかしながら、今まで村を築いてきた高齢者の皆さん方、楽しく健康のために運動をできるのであれば、何も維持管理の部分で心配をすることもそんなにはないのではないかとといったような考えもある訳ですが、再度お考えをお聞かせいただきたいと思いません。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。いずれお話し分かりましたので、検討の要請ということですので、担当の部署の職員等集まっていたいて、いろいろな活用度あるいはその内容・ニーズ・設備等々検討してみて、そしてまたご報告もできればなというふうに思っております。従前から一回何かに使ってしまうと、その流れでいくというふうなことで、できれば私の思いとすれば、生産そして産業に関わるものといったような思いの中できている訳ですけども、なかなかそれを見つけられないというふうなことでございます。去年の例ですと、コロナ禍だったんですけどもちょっとお客さんが来て、ストーンと理解はできなかつたんですが、「ナマコをやりたい」という人が来ていたと思ったんですけども、ご案内をしてその後特に動きはないですけども。あるいは、私自らが職員に「キクラゲをやれ」ということで、キクラゲを役場の片隅でやってもらうように、手配・協力をいただいて進めてみたりもしてはいたしましたが。いずれ11年にもなりますし、そろそろいろんな活用策をしっかりとしないとそのうちに朽ち果ててしまうようになっていくということですので、いずれそういった面を含めて、勉強もした検討もしていきたいというふうに思っております。</p> <p>2番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。いずれ、第5次普代村総合発展計画の中でも主要施策の3の部分で多様な健康づくりとスポーツの振興という部分でいろいろとある訳でございます。こういった子供から高齢者までライフステージに応じた健康増進活動やスポーツ活動に参加できる環境づくりに向け、職場や地域での自主的なスポーツ活動への支援に努めますといったようになるるある訳ですが、やっぱりこういった観点からも、自ら進んで健康づくりをしようと思えるような体制づくりを進めるためにも何とか閉校となった運動場・体育館の活用策として考えていただきたいと思えます。答弁はいいです。いろいろと前向きなご答弁をいただきま</p>
--	---------------------------------------	--

	<p>議長</p> <p>大上智議員</p>	<p>した。ぜひとも高齢者の皆さん方が元気で長生きでいられるようにするためにも一つの方法として、活用策として考えていただきたい、このことをもって終わります。</p> <p>以上で、2番金子泰男議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、4番大上智議員の一般質問を許します。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>4番大上智でございます。それでは早速ですが、議長のお許しを得まして、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。1番目の質問でございますが、「第5次普代村総合発展計画策定に資するための普代村まちづくりアンケート調査結果の重要改善分野の水産振興施策について」でございます。</p> <p>過日、普代村まちづくりアンケートの集計分析結果が示されました。調査対象者は、18～80歳の村住民から無作為抽出した1,180人と、同じく無作為抽出した18～49歳の転出者271人の合計1,451人に用紙を配布し、そのうちの回収率約46%、625人からの回答結果でした。</p> <p>その調査結果を見ますと、その中にまちづくりを1.産業、2.保険・医療・福祉、3.教育・文化、4.生活環境・都市基盤、5.まちづくり・行財政の以上5分野に分け、さらに各分野を5～9項目に分け、現状の満足度を満足4点、やや満足3点、やや不満2点、不満1点、また重要度を重要4点、やや重要3点、あまり重要でない2点、重要でない1点と得点化し集計結果を示したものがあります。満足度で見ると、ごみ収集・処理、消防・防災、治安・防犯、交通安全、教育・文化が高位を示し、逆に観光振興はじめ、農林水産業、商業・工業の産業が下位の結果を示しております。</p> <p>続いてさらに、この得点を偏差値変換したものを1.重要改善分野、2.現状強化維持分野、3.経過監視分野、4.現状維持分野の4つの分野に分類した図表が示されております。このうちの分類1.重要改善分野「既存の取り組みの改善や新たな事業展開を行うことを検討する」に分類された、水産振興・商業振興・観光振興・道路整備、以上4項目について次の点を順次伺います。</p> <p>1番目の水産振興施策についてでございますが、1番漁港関係は、おおよそ計画通り進んでいるようですが、2018年に計画されておりましたが、魚市場整備事業は静穏度関連等での遅れの事情は承知しておりますが、なかなか計画業務から大きな進展が見えません。今後どのような工程で建設されるのお伺いします。</p> <p>2番、水産業活性化補助金事業は、毎年1,000万円の補助金を出している訳ですが、目立った成果が出ておられないように見受けられます。漁協など関係機関との放流、その後の漁場調査・投餌等、成果を出すための協議・研究は毎年なされているものか伺います。</p> <p>3番、アワビ・ウニ天然蓄養実証実験調査事業は、実績額460万円は</p>
--	------------------------	---

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>ど支出していますが、報告書を拝見しても、到底成果を期待できるものでないと思われました。漁協より数年間禁漁区を設定していただき、漁業者にも我慢を強いたものです。今後ますます磯資源活用は、これからの水産振興に重要になってくるとの思いから、この点について見解を伺います。</p> <p>4番、普代産水産物のブランド化は、漁業所得向上のみならず、担い手確保・育成にもかなり有意義な施策と思われます。どのような見解をお持ちか伺います。</p> <p>5番、今年度から着手していると思われる水産多面的機能発揮対策事業をどのように捉え、底質改善等含めた漁場環境をどのように整備してゆくつもりか見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>大上智議員の村づくりアンケートの結果で、重要改善分野、いわゆる、「既存の取り組みの改善や新たな事業展開を行うことを検討する」とされた分野の中で、まず水産振興策についての質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、魚市場整備の予定でございますが、新しい魚市場は、新港の静穏度確保がされてからとなります。本年度で外郭施設の工事も終わり、机上計算では静穏度が確保されることとなりますが、実地では計算のとおりにはなりませんので、当面は時化の際などに状況の確認を行いつつ、市場整備関係の事前の事務手続き作業を進めるというふうなことであります。その手続き作業でございますけれども、令和元年度に国への補助要望用の基本計画を策定済みとしております。今年度は、整備機器等を含めた施設の全体配置などを盛り込む基本設計に取り掛かってございます。この基本設計、現在コロナ禍の影響で遅れており、完了が令和3年度に繰り越しとなります。その後、令和4年度に詳細・実施設計、そして令和5年度に着工というふうに進むものと考えております。</p> <p>それから次に、水産業活性化補助金事業の成果を出すための協議の件ですが、この事業、漁協さんが行うアワビ等の放流事業で通常分を超えて放流した場合に、その超えた分の費用を1,000万円を限度に村が単独補助するよう平成29年度から実施をしているものであります。その実績としては、4年間で通常分に加えて放流された分ですが、ウニで16万個、それからアワビで43万2,000個、ナマコで14万個となっております。当然通常分を超えて放流するかどうか、あるいはその数量などについては、漁協さんが判断をして申請をしてよこして事業が始まるというふうなことになっておるものでございます。平成29年が最初でしたので、その放流分が、順調に育っていれば、昨年で漁獲サイズになることから、成果ができればなということで期待してございましたが、磯焼け、ミズダコ・巻貝などの影響もあつてか、水揚げは伸びず大変残念に思っておるところでございます。</p> <p>いずれ村としては、漁協さんにおいて通常放流分と一緒に効果アップ</p>
--	--------------------	--

の取り組みが行われつつ、中・長期にわたって放流の拡大がされ、漁家の漁業所得の向上、磯漁業の活性化が図られればというふうなことで取り組んでおるものというふうなことでございます。今後も、漁協さんでの混獲率などの調査の継続をいただきながら、枠取り効果調査などの実施もいただければなというふうなことで考えております。

次に、アワビ・ウニ天然蓄養調査でございますが、この調査は階段式などに積んだり組み合わせたりしたブロックを港内に投入をしまして、その基質への海藻の付着、ウニ・アワビの生育の状況、さらには、そこらが藻場や蓄養場として利用可能かといったことを調査をしているものでございます。ネダリ浜とまついそ公園の2カ所で実施しましたが村内の全域の状況がそうでありましたように、芳しくない結果となっております。かといって、藻場再生などへの取り組みを断念するという訳にもまいりませんので、来年度は、県の磯資源回復と磯焼け対策の調査に連携・連動をするかたちで議員お話しのお磯資源活用への取り組みということで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、ブランド化の件でございますが、お話しのとおり効果も大きい有意義な取り組みであります。工夫もいただきながら、取り組みを継続してくださる方々の支援に力を注いでまいりたいというふうに考えております。昨年の師走になりますか、12月に一月だけでしたが東京駅の改札付近で普代産イクラのポスターを掲示しました。まさにブランド感に満ちたポスターだったためなのかこのルートで200件以上のふるさと納税がありました。その際にも感じましたけれども、産地いわゆる普代自体でも、ハード・ソフト両面でのよりブランド品にふさわしい取り組みが必要だというふうに思いましたし、新市場への取り組みの中でこのことに大いに力を注いでまいらなければというふうにも思っているところでございます。

次に、水産多面的機能発揮対策の件でございますが、この事業は漁協さん・漁業者グループなどが取り組むかたちでして、具体には、河川・海岸の清掃なども行いながら、海中林や藻場などを守り・育て、ウニ・アワビのエサを豊富にし漁獲量も身入りも安定的に確保しまして、もって所得の向上にも資していく取り組みということで、ご案内のとおりでございます。村といたしましては、この取り組みもやはり重要かつ急務ということで、先ほどお話しした天然蓄養実証事業の中で、この取り組みに向けた調査を行っておりますし、先ほどもお話しをしたように、今後も県と連携し、具体取り組みの強化にも努めてまいりたいというふうに考えております。言及のありました、底質改善・漁場環境の整備でございますが、ハード面では、いけす的に活用できる場所を磯場とか、陸上に造り確保をすればというふうに考えておりますし、また未利用の道路の側溝とか、そういった未利用のブロックを投入することで基質づくりができればというふうなことで試行調査もしております。それから、

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>ソフト面では、やはりカゴで身入りのないウニを捕獲していけす的な場所で、給餌・蓄養すること、そういったことがいいのではないのかというふうに考えてございますし、あるいは海藻の根などが固まったものを袋に入れて、そして藻場づくりに使っていくとそういう取り組みで藻場を増やしていくというふうなことも考えればいいのかなというふうに思っております。</p> <p>いずれ、最後は漁協さん・漁業者の皆さんとの一緒の取り組み、これを村がしっかりと支え、サポートをして支援をしていくというかたちが大事というふうに考えてございますので、そこらの取り組み、議員さん方からもご指導をいただきながら、さらに強化をしてまいりたいということをお話しをしまして答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>再質問でございます。昨年3月に新市場整備基本計画検討業務を委託しておりました、漁港漁場漁村総合研究所から種々のデータから割り出した報告書が提出されておりますが、岩手県沿岸北部の水産流通確保において、複数の地元有力買受人業者の水産流通拠点として、県北の産地評価を左右する良質な水産物を日本全国に供給する具体的モデル卸売市場の役割を期待されているという見地の下、基本方針、基本コンセプトを岩手県北の水産物の信頼を育てる、確かな管理のコンパクトな新卸売市場の整備とうたっております。以上の高度衛生管理の観点から新卸売市場は当然閉鎖型であるべきだと思いますが見解を伺います。それとそれに付随する整備事業、臨港道路、用地の舗装は同時進行となるものか伺います。</p> <p>次に、2番目の水産業活性化の件でございますが、お言葉のとおり、放流稚貝に対して1,000万円のあれを村の方でやっていると、ただ私が申し上げたように、それなりの成果がなかなか見えてこない、ただ村の方ではある程度稚貝購入に関する補助ばかりでなく、その後漁協に出向いてその後の生育状況はどうだとか、あとは残餌とかコンブとかワカメの残った餌をどの程度投餌する計画なんだとか、その後をもっと詰めたあれを漁協にもお金を補助してくれるばかりでなくその辺の漁協とのもうちょっと対話とか、もっと実があるような成果を出せるようなあれをしてもらいたいという意味からの質問だったんですけども。</p> <p>それから3番目の、アワビ・ウニの天然蓄養の件ですけども、村長さんはもちろん報告書には目を通しているとは思んですけどもね、私も何年か分見させてもらったんですけども、なかなか成果を引っ張り出せるような報告書でなかったと見受けられたから今みたいな質問をした訳ですけども。どうしても、はっきり言って3年か4年やっているはずなんですけども、それなりの全然進歩がないとか方向性を見つけれない、例えばウニにタグを入れてその後の調査をしますよと言ってやっ</p>
--	---------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>たところがみんなもう死なせてしまったりとか、結局その辺までは詳しくは書いてなかったんですけども。せっかく水産業振興に対して村長さんも力を入れている部分があるんですよ、だからその辺何ていうかな、もっと1年1年ある程度の目標があってそれに対して今回のような施策を練る訳ですけども、目標を達するために施策をやって結局それをやって1年、一回一回というかの短期・中期・長期というふうに成果の検討というかPDCAサイクル何て言うんですけども、そういうのをもっと詰めてやったら、もっと実になる成果が得られたんじゃないかなと思うんですけどもね。その辺はどのように考えるか。</p> <p>それから同じ3番目の質問に関する件ですけども、令和3年度予算書には水産振興費に磯資源開発等これからの水産振興に大きな期待を持たせてくれるような、施策予算が見当たらなかったように見えたものですから、その辺はどのようなお考えというか、見解を村長さんはお持ちかお聞きします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まず市場の方は閉鎖型ということで取り組むというふうなことでお聞きをしております。それから周りの道路、臨港道路というのかそういったものは県の方で、一緒に計画をした中で県で実施をするというふうなことになるものでございます。</p> <p>それからですね、漁協に私どもの方で出向いて、いろんな相談をしてというふうなことで取り組みというふうなことでございます。それもそのとおりでございます。私の思いとすれば、補助を出した方で出向いて、そしてそれをやっているのかというのをもらうというのではなく、やっぱりお互いに相談をしましょうということでのあれでなければ。私が29年にこの制度をつくる時に議員さん方からは「ぜったい今までより増やしたのではないと補助するなよ」というふうに言われて、「分かりました」ということでやって。ということは増やしただけでなく、成果も上げるということを議員さんからは言われたということで承知をする中で取り組んでおります。隣近所を見てもこういう制度はないと。明らかに1,000万円も蓄養のためにやっているというのはない、これを何とかチャンスに双方漁業者・村・漁協さんで議員さん方の了解がある予算のうちに取り組みが進めばなというふうに思っておりますので、いずれ今後も村で行って話しをしてということも含めて、重要な課題でございますので取り組んでいくというふうな思いではおります。</p> <p>それから、なかなか実際の蓄養関係の成果、これが実のあるような成果がないというふうなことでもう少し取り組みをしっかりとというふうなことで、そのとおり私も思っております。ただ、ウニ・アワビを育てていくのだと、それからそういう環境の調査をしているのだということを実際にやって発信をしなければ、普代では何もそういったことの心配をしていないのかと、ずっとアワビというのはいっぱい採れてくるもの</p>
--	--------------------	---

だと思っているのかと、ウニがいっぱいになっけても、それで磯焼けになっけても何も感じないで、そして身がない、身が入らないってやっけてるのかというふうなことで言われたくない。やっけてり何かを取り組んで、そして取り組んだのが失敗は、それは村が失敗しているでいいですけれども。やっけてり何かを取り組むというふうなことの中で、継続した取り組みをしていかなければならない、そしてそうやっけてるうちに漁業者の方から、待て待てと、何とか漁業者が、「村も手伝うからこうしましよ、ああしましよ」というふうなこともやっけてりあっけてりいけば順調に進むのではないのかなというふうな思いであります。成果が見えないからやめるというのも実際難しいですし、何よりも一発で成果があればいい訳ですけども、それもできなかったというふうな事情からこういうふうになっけてるということでございます。

それから、新年度予算での水産業の活性化というか、部分の予算、だめだと、全削だといったんはしゃべったんですよ、それでもやっけてりさっけてり言ったような事情で取り組んでいかなければならないだろう、それなら取り組むなら、例えば漁師さんたちに給餌をすることに、何をするのに 1,000 万円の中から何ぼうか使うとか、そういった取り組みを漁協さんと相談をしてやることで 1,000 万円は了解しますよというふうなことで組んだのが今の 1,000 万円でございます。ぜひそれが可決になったらそういった取り組みが前のように、給餌をするために 100 万円の賃金はこっちで用意して、漁協さんで船とか油は用意してというふうなことだったんですけども、なかなか人を見つけられなくて、やれなかったんですけども。そういったのが現実に進むようなことになるように取り組みたいというふうな思いでありますので、何とか進めていけるように取り組みたいと思っけてりあります。

議 長  
大上智議員

4 番大上議員。

今の村長さんの答弁まったくそのとおりでと思っけてりし、村長さんが言われたこれ以上のあれはだめというか、逆な意味で私は申し上げてありますので、私が申したいのは、せっけてりかく村長さんが熱い思いで水産振興に力を入れたいと、行くつもりだと。ただそれを現実のものになるようにやっけてりいろいろ施策なりなんなりをもっと具体的な施策なのかどうか分からないですけども、そういうあれをまた練っけてりもらっけてり。これは役場さんから出るものか、漁協さんの方で出るものか、その辺はお互いから練っけてりもらっけてりとにかく現実的に水産業が進行するような施策っていうか、それは水産技術センターなり、県庁なりにアドバイスをもらいながら、とにかく現実的に成果が出るようなあれをやっけてりもらいたいというので申したようなあれです。決して全然それが無駄だとか、そういうのではなくて、それがもっと成果が出るような施策を引っ張り出したようなあれをやっけてりの方がいっけてりったんじゃないかという意見です。その辺をよろしくお願ひします。これでこの件は終わります。

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>それでは、大上智議員の2項目目の質問を許します。 次に、2番目の「商業振興について」伺います。 1番、商工会等の努力により、商店街・普代駅前復興ふれあい広場等で各種イベントを開催し、徐々に活性化の兆しが見えつつあるように思いますが、まちづくりアンケートの「転出者等による社会減への対策」において、「若者による地域の魅力づくりへの支援」が指摘されております。商業振興イコール賑わいづくりの創出のように感じます。今後、三沿道の開通により、ますます村の商店街の冷え込みが懸念されるところでございますが、村職員においては、各種イベントにて休日問わず勤務していただいておりますが、このイベント等開催時における村の支援に不足があるように思います。 村の支援不足と休日出勤に伴う村職員の働き方改革についてどのような見解をお持ちか伺います。 2番、村では地元の農林水産物を原材料とする商品開発に対して、種々の施策を講じてきましたが、なかなか普代ブランドヒット商品創出に現在まで至っておらないように思われます。普代ブランド創出と新商品開発は、どうしても他地域と重なるものが多くなる傾向があります。 そこで逆の発想から、新商品開発ということではなく、昔から普代にあり他地域になかなかないもの、誇れるものの再発掘・再発見に力を入れ、そのものをブラッシュアップする施策を講じることも一考であると思っております。持続可能な地元原材料による派手さはなくとも、昔ながらのブランド再創出のような施策が本来の意味の普代ブランドになると思っておりますが見解を伺います。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 大上智議員の「商業振興について」の質問にお答えをいたします。 まずもって、各商店の皆様には、三陸沿岸道路・普代道路などの開通による街中交通の減少などに対処をされながら、コロナ禍の大きな影響も長引く中で経営の継続にご尽力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。特に、にぎわいや活気の回復をと、個店でもそれから商店街グループでも話題づくり・魅力づくりにつながるイベントの実施などに着実な成果もあげておりますことに感謝もさせていただきます。 さて、村の職員もそういった商店街での取り組みを支援するよう、例えば主催・共催・後援・実行委員会での役回りやイベントの規模等に応じて、お話しのと通りの人的支援もさせていただいているところでございます。働き方改革の観点からも回数や時間数、少なくなってきたはありますが、どうしてもの場合も、あるいは恒例になっているといったような場合も当然あるところでございます。その際の休日出勤などへの対応につきましては、振替休日や代休制度の活用をお願いしているところでございますが、時間外勤務手当対応する場合もございまして、また全</p>

	<p>庁的に対応するイベントなどの場合には、当初予算にその予算手当をしているもの等もごございます。いずれ職務としてお願いする分には、何とか頑張って対応いただきたいというふうに存じておりますし、協力要請の場合は都合などが付き無理のない範ちゅうでの対処が原則ですので、その旨、了解をし合っの要請あるいは対応ということで行われていけばいいのかなというふうに思っておるところでございます。いずれもろもろの支援につきましては、今後も継続をする中で商業振興の部分も支えていきたいというふうに思っております。</p> <p>次に、普代ブランドのヒット商品づくりの件でございますが、お話しのとおり、他の産地等との重なりのこともございまして、苦戦続きでありお詫びも申し上げなければならない次第でございます。それが簡単にヒット商品が出るのであれば、どの店もどの商品も売れ残りもなく、繁盛が続く訳ですが、そうでないがゆえに逆に広くチャンスもあるというふうな思いでこれからも頑張ってまいりたいというふうに思っております。</p> <p>そして、議員からお話しのあったような、本村産の原材料的な商品も、そしてこれを加工した商品も出荷をしていく中でチャレンジを続けてまいりたいというふうに思っておりますし、特にもお話しの特産品ならではの、普代の伝統や文化が息づくものなどを活用した商品づくり、参考にさせていただきましてそのような取り組みもするように、三セクを含め、関係部署にお話ししてまいること申し上げまして答弁とさせていただきます。</p> <p>4 番大上議員。</p> <p>ただ今村長からも答弁もらいましたけれども、今の世の中も一時期バブル時期のようにどこにでもあるものというのは、観光地どこでも同じものを、それにちょこっと「普代」とか「黒崎」とかというのでそれでお土産ものになっていた時代も確かにありましたし、現在もそうだと思いますけども。ただ今の世の中を見ますとなかなか昔ながらの、例えば今日のお昼にも話題になったんですけども、田楽とかその地区じゃなきゃないような、あちこちに田楽はあると思うんですけども、その中でもどうか昔ながらの普代特有のもの。今はもうパソコン時代で、そういうものを載せることによってワーとなって逆にそういった古さというかそれが魅力になっている部分があるなという意味で申した部分でございます。</p> <p>そして働き方改革の方の件ですけども、現在イベント等の開催の折のお集まりいただいたお客様の安心・安全確保は絶対条件だと思うんですけども、その際に結構なあれで村職員の人も警備なり何なりに出てくれていると思うんですけども。私が言った働き方改革というのは、ある程度プロの人の警備というか、そういう面で行くらかでも、ありがたい話しですけども、村職員さんの 10 人出ていたのが、そういうものの警備を専</p>
--	---

議 長  
大上智議員

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>門に付けることによって5人に。申し訳ないけど替わり番こに5人出てくれというような体制をつくってほしいなという意味で話したんですけども、その辺のそういうのにはあんまり金は出さないとかいうその辺の村長の見解を聞きたいんですけども。</p> <p>梶屋村長。 お答えをさせていただきます。昔ながらのものについては、そのとおりということで参考にさせて勉強もして取り組んでまいりたいというふうに思います。</p> <p>それから、職員の人的支援面でのことなんですが、例えば駅前でやった「音楽の広場」ですが、私に要請があったのは器具機材を貸してくれと、それからその準備をしてくれと、土曜日・前日というようにことで承りましたが、その準備には人も出して対応はしますということでその分は正式に受けた部分で対応をしていますが。当日の部分はずね、これは職員がボランティアで行っているんですよ、私らがそれを止める訳でもない、あそこの方々とあるいは主催をしている方々、商店街の人とのつながりで行っているものでして、イベントそのものにも支援金を出していますので、頼む気になれば、主催の方で頼めるはずですけども、職員がたまたまボランティアで行ったので、実行委員会とか主催者の方もそれで甘えたのかなというふうな思いでもあります。いずれ、お話しがあったようにある程度イベントをやったときのお客さんの安全・安心に関わる部分には、だいぶ前よりは、専門家を、プロを頼むように警備等はなっけてきておりますので、心配も出る状況にもある訳ですので、そういった面をいろいろ強めながら取り組んでいきたいというふうに思っております。それをできるような状況にまずは世の中がなれば一番いい訳ですし、あとはその中で警備がいないような人数しか入れないといったような取り組みにもなってしまうかもしれませんのでいずれそこらは臨機応変に取り組んでいきたいというふうに思います。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>4番大上智議員。 これは直接商業振興には関係ないですけども、先ほどから話している職員の働き方改革、あくまで振替休日、時間外手当、それはそのとおりでと思いますし、ただなかなかそうは思っても振替といってもうまく取れなかったり、私もこの間まで勤め人だったものだから。元の方では、役場の体制というか、例えば振替をがちりやるんだとか、それが本当に普代村の会社なり組織の基本になっているものだから、ある程度模範的なあれを役場さんから示してもらって、そうすれば役場は逆にいいなというような、うちの方も働き方改革をしなきゃならないなという模範のあれをつくってもらいたいという意味もありましたので、その辺はよろしく願いいたします。これで2問目終わりたいと思います。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>それでは、大上智議員の3項目目の質問を許します。 次に、3番目の「観光振興について」伺います。村はこれまで、本村</p>

	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>の観光資源は自然景観中心であるとのもと、「三陸ジオパーク」、「みちのく潮風トレイル」等、オープンフィールド型観光を推進しつつ、並行してカーボンマネジメント等での国民宿舎くろさき荘改善事業、インバウンド教育旅行受入体制構築事業整備、観光物産PR支援、観光情報発信人材育成プログラム推進事業ラジオ放送等、種々の事業を行ってきました。確実に「みちのく潮風トレイル」などで、若干の観光客の増加は図られつつあるように見受けられますが、成果は大きくないと感じます。現状はコロナ禍の影響が大きくありますが、これまでの持続的な観光客の入れ込み増大施策が成果を果たしているとは思えません。</p> <p>以前にも提案しましたが、何といたっても普代村観光の売りは、青い海、青の国の大パノラマの大絶景だと思います。この素晴らしい景観をもっと前面に押し出して最大限に活用し、例えば、静かにゆっくり開放感を味わえる露天風呂をくろさき荘に併設し、その後に新鮮な地元魚介類を使用した食事でのおもてなしを提供するなどのくろさき荘改善施策を講じてはいかがでしょうか。</p> <p>ほかに、鵜鳥神社と提携して神社支援とそれに付随した「華のまちプロジェクト」による緑の村のPR強化、地元はもとより近隣市町村民と多くの観光客のご参拝の平素化、普代浜園地キラウミ・まついそ公園のイベント等開催による活性化、観光客だけではなく地元民も一緒に楽しめる港まつり、ふだいまつり、山の神まつり(仮称)等の新規事業、普代駅前での市日再開等、観光振興に向けた多くの周遊観光戦略の施策にチャレンジすべきだと思いますが、見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>大上智議員の「観光振興について」の質問にお答えをします。</p> <p>ご案内のとおり、先人・先輩の方々をはじめとする、多くの皆さんが村の発展につながるの強い信念の下、観光振興の着実な推進に懸命にも取り組んでこられたところでもあります。</p> <p>その取り組みのお陰で、現在多くの観光スポットや施設等が稼働し誘客の力となっているところでもあります。是非それらの観光力が、コロナ禍の影響などで、縮み・弱まらないよう今後も生かし伸ばすように取り組んでまいらなければということ、大上議員とも共有をさせていただき次第でございます。そして、提案をいただきました、もろもろの取り組みについては、まずは絶対的にも入り込み客を増やさなければということ、その中で滞在時間を多くし、あるいは宿泊につなげ、村内各地の周遊地で、景色でも食でも、伝統と文化でも、体験・癒しでも、まさに稼げるようにとのことでして賛同もするところでもあります。また、「山の神まつり」あるいは「市日」のことなど、新たなチャレンジへの提案もありました。まさに伝統の行事を資源として生かすことであります。これらを参考に検討させていただきなどし村民全てがおもてなしをする、青の国となれるように取り組んでもまいりたいというふうと考えており</p>
--	---------------------	--

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 柁屋村長</p> <p>議長 大上智議員</p>	<p>ます。そしてコロナ禍の影響もありますか、最近の流れとして、旅行においでくださったことのある方々のふるさと納税へのご協力も見受けられるとのことであります。こういった面も含めてリピーターの獲得にも頑張っていければというふうに思っておりますこと申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>(「3 番目終わります」と大上議員)</p> <p>それでは、4 番大上智議員の 4 項目目の質問を許します。</p> <p>4 番目の「道路整備について」伺います。</p> <p>1 番、堀内中央道・堀内郵便前を含む、村内に点在する側溝・通学路の地権者との用地交渉の今後の見通しについて伺います。</p> <p>2 番、台風第 19 号での災害認定以外の被災した、各地区村道の路肩くずれ等、危険箇所の今後の補修工事の整備計画について伺います。</p> <p>柁屋村長。</p> <p>大上智議員の「道路整備について」の質問にお答えをします。</p> <p>堀内郵便局付近の堀内中央道の舗装修繕、及び旭日区の大葉商店加工場前付近から銅屋橋までの普代港線と普代南浜港線の側溝等修繕は現在も交渉中となっており、その目途も立っておらないところでございます。利用される多くの皆様にはご不便をお掛けしておりますが、諸課題を 1 つずつ解決をしながら、1 日でも早く着工できますよう引き続き鋭意努めてまいりますので、交渉中案件ということで以上で承知おき賜りますようお願いをいたします。なお、専門家への照会も行っており施工不可能状況にはない旨の認識もしつつ、いずれ合意することが将来的にも重要というふうに考え取り組んでまいりますことを申し添えさせていただきます。</p> <p>次に、台風災害からの復旧で単独修繕などで対応する分の予定ですが、単独分も随時に発注をしております、残りも少なくなってきました。事業者の手持ち量がもう少し減ってくればだいぶ進むというふうに思っておりますので、遅れのある部分ご理解をお願いさせていただきます。その箇所でございますが、現在把握しておるのが、堀内机で 1 カ所の法面修繕、太田名部で 3 カ所くらいの路肩修繕、向野場への緑区地内の路面復旧など予定されます。また、普代南浜のカワツライ線での路肩改良でございますが、調査設計を新年度で予算化しており、その後に対応工事を進める段取りでおるところでございます。今後も道路の整備・維持・修繕、順次に対応してまいりますので、お気づきの箇所などございましたら、担当課の方に連絡を入れていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>4 番大上智議員。</p> <p>かなり前にちょっとした路肩くずれなり何なりが白井海岸線なり、あちこちに見えたんですけども、今月の 31 日の期限で、かなり立派に修繕されてというか、お陰様でなっているなと思って非常に感謝しております。</p>
--	--	---

		<p>す。</p> <p>それからしつこいようですけども、何回見ても堀内郵便局の前の道路の狭さというか、見れば村内にもまだ何か所かあるとは思うんですけども、中央道というかあのくらい家屋が建っていてやっぱりあそこのあれはもちろん地権者さんとのあれは十分分かっていて話しているんですけども、その辺はとにかくあそこの道路は狭い。とにかく村長さん、担当課長にお願いしてどうにか早いうちの拡張化というのをお願いして私の質問を終わります。</p>
<p>休憩再開</p> <p>普代村地域活動拠点施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>議長</p> <p>森田政策推進室長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>終わりますか。</p> <p>（「はい、終わります」と大上議員）</p> <p>以上で、4番大上智議員の一般質問を終わります。</p> <p>以上で、「一般質問」を終わります。</p> <p>ここで、(午後)3時10分まで休憩といたします。(14:52)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(15:10)</p> <p>日程第7議案第13号「普代村地域活動拠点施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>森田政策推進室長。</p> <p>ただ今上程されました議案第13号につきまして、内容をご説明申し上げます。</p> <p>（以下、政策推進室長説明、記載省略）</p>
<p>特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>川向総務課長</p> <p>議長</p>	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第13号「普代村地域活動拠点施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8議案第14号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、上程されました議案第14号についてご説明いたします。</p> <p>（以下、総務課長説明、記載省略）</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p>

	<p>大上浩史議員</p> <p>議 長 榎屋村長</p>	<p>これより、質疑を許します。</p> <p>3 番大上浩史議員。</p> <p>3 番大上です。今上程された内容についてお伺いします。かつて、交通違反といいますが、交通の関係の事故で村長も慣例に従ってそういう減額という処分が行われ、なおかつそれによって、私資料を総務課からもらっていますが、その内容についてかくしかじかという条例が制定された経緯がある訳でございます。ついては今回の税務課ですか、そういう事件・案件があつて1万100円、村長の慣例による処分ということになった条例が上程されている訳ですが、これについては私は異論はありませんが、だがしかし村長はそういうことで目の届かない事故があつたにも関わらず結果的にこういう処分をしたと。ついては、内規的に担当課の職員なのか課長なのか、私も長年サラリーマンをやって、人間ことあるごとに事故というのは当然ある訳で間違い気遣いはあるという前提に立ってはいるけども、しかしそれを専門職とした内容で事故があつたとなれば、やはり村長がこういうあれをするような結果として課長にもやはり私は責任があると思うんです。そのために課長の手当、これが本来事故があるための手当ではない訳ですけども、やはり課長職としての仕事の一端としての手当が支給されているということになれば、やはり責任も自ずと負わなければならないというふうに間違つた私の見解だかも分からないけども、そう思う訳ですが、内部的に村長はどういうふうな職員体制、課長体制を管理・監督する処分と言えは悪いですが、今後起こらないようにするためにもそういった訓示だけではまずいとは思いますが、内部的にそういうふうなことをやっておるのか。なおかつ、先ほど冒頭で言った道路交通法違反という規定を設けている訳ですが、そういう規定も何らかの規定をやつぱり作らなければならないんじゃないのかなという思いがある訳ですが、そこら辺についての村長の考えをお願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。今回のケースの場合ですと、ご存じのように職員が違法行為をした訳でもない、それからさぼつた訳でもない。しゃべればあれですけども、間違いがある中で誰にもある中で発生をしたことで、そしてその中でたまたまほかに本当であればないものが、村の会計に、今回の場合ですと1万100円だ訳ですけども、それが発生したと。そういったことなので、私とすれば違法行為があつた訳でもないしさぼつた訳でもない、一生懸命やろうとしてやっている中でのミスの部分なので、職員には正式ではない部分の口頭注意はしておりますけども、それ以上の懲戒処分的な文書の注意とかそういったことはする予定にはしておりませんで、村で発生をした、本来であれば出ることのない負担について村長は少しの額な訳ですけども負担をさせてもらつて、村民への負担はない状態でお詫びも申し上げたいというふうなことに考</p>
--	-----------------------------------	--

	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>えさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願いをします。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>今村長の答弁に関しては、私はすごく侵害な考え方だなというふうな思いがします。というのは村長答弁は違反した訳でもないし、間違っような内容でもなかったということのような見解の話しをされている訳ですが、確かにそういった具体的な内容は粒さに私は分からない訳ですけども、だがしかし、結果責任として、結局村民に対して、異常な30万円でも何ぼうでも異常な金をもらっている、また80万円に対しては、もらうべきものをもらっていなかったということは、それは個人的なミスとか個人的な詐欺とかという次元が違うけども、結果的ににおいては、間違いは間違いな訳ですよ。その間違いに対してペナルティはいかがなもんなんですかと、誰しものが間違いはします。自分はそれ以上に間違いををすると思うんです。ただ一つの組織として、公共団体として、それこそ任せられる課長として、やはり結果として間違いを犯したということの事実は間違いはない訳ですよ、だからそれについてのペナルティというのは、当然必要でないのかという意味で私は今質問をしている訳ですが。その問題については、何もそれこそ職員はミスがなかったという前提そのものは全く俺はおかしい次元の問題だと思うんです。</p> <p>確かに間違いがあったからこそ、結果的にミスがあったからその内容は税務署から来たとか来ないとかそういった具体的な詳しいことまでは分からない訳ですけども、ただそれが4年間続いたと、4年間のうち2年目にそういう事実をもし万が一発見できていたならばどうだったとか、あるいは先ほどの全員協議会で診療所の件についても、たまたま事務局長がこれはちょっとおかしいんじゃないのかという意味で国税局だったか税務署に相談をしたならば、たまたまそれはミスだったと、だから修正申告をしたという経緯もある訳ですよ。その如く結果的に職員が全くミスがなかったという事実はおかしいんじゃないですか。結果として30万円という余計な金をもらっていたと、結果として80万円その人に対してももらっていなかったという結果論・現実論を踏まえるならば、やっぱりその人に対しての責任・ペナルティこれは当然あるべきものだと私はそう思うんですが、再度お願いします。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>お答えをします。すみません、ミスがなかったというふうにしゃべってしまったのであれば訂正をさせていただきます。いずれ何ていうかその違法行為とさぼったような、そういったことはなかったけども、おっしゃるとおりミスがあつて、結果としてお話しがあつたように還付も出たし、また払ってもらうのも出てしまったということでそのとおりですが。ただ違法行為でもなく、さぼった訳でもなくやっていたことなので、できれば職員への懲戒処分の部分はないという判断をして、そして実際の本来は発生すべきではない、村の負担の部分についてだけを村長</p>

	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>が少しでも負担をさせてもらってというふうなかたちにさせていただきたいというふうなことでございます。ミスがなかったということではなく、ミスは確かにあってそのためにこういうふうな私の部分でやらなければならないことも出たり、また実際の事務として、職員たちも納税者にお詫びをしたり、もろもろのあれもやっている訳でございますけども。そういった違法行為とさぼったりというふうなことはないので、そういうふうさせていただきたいというふうなことでございます。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>どうも村長さんとの意見の食い違いというか、見解の相違というかそういう意識的に法に触れるようなことをしなかったから職員は責任がないんだというような、それこそ穏便なというかそういう村長さんの考え方のように受けられる訳ですが。私もミスがないとは言わない、あるんだという前提に立ったことなんだけど、再度同じことを言うんだけど、いずれのもんにもミスはミス、もしこの80万円の人が、いや何ぼうしても1年経過したから、具体的に言うならば30数万円をたまたま1年間払っていない人がいたんだと、何ぼうしても私は払えませんが不法について裁判ほう助までいくかどうか分かりませんが、いずれのもんにもミスによってそういうことが、今回は了解して完納されましたということだからよかった訳ですけども。かつては何年か前には、償却資産税をそれこそ法律の本文はこういうふうな例年どおり取りなさいよと、ただし一番最後に但し書きがあつて「ただしこの場合は免除をしますよ」という文言があつたにも関わらず、最後の文言を読み違つてたまたま償却資産税を加えていたと、それが結果的に最後の1ページだかどうかは分からないけれども、そういう項目があつた。明らかに担当者のミスだ訳ですよ。何も大意があつて、違法して何があつてやったとかでもない、たまたま読み違いがあつて、ふういうふうなうん十万円っていう償却資産税をやつて間違いが発見された、村長もそのときにペナルティとして、いくらかの罰金なのかどうか分からないけれども、それこそやつた経緯がある訳ですよ。だから3年に1回か4年に1回は必ずと言うほど今までの過去の例である訳ですよ。あつたが、だがしかし、今までわれわれも黙認したということもありますけども、村長自体もその内容については、訓告も戒告もペナルティも何にもしていなかったという経緯を踏まえて、今回以降ですね、そういうふうなここにある交通災害の場合にはやっぱり何らかのペナルティを付けなければならないということで、せつかくこういう条文を作っているんだから。だから私が言いたいのは、今度は村長がそういうことは、今回はしないが、将来的に何らかの処分を考えるとというふうなことで、私の今の意見について、なるほどというのがあるけれどもあつたならばそういう今後の問題を検討する、検討するということは、非常に日本語でいい言葉だ訳ですが、そこら辺を踏まえて3回目の質問ですからいかがなもんなんでしょうか。</p>
--	----------------------	---

普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について	議長 梶屋村長	梶屋村長。 今のケース等々に当てはまるようなルールというか、交通事故と同じような今のような事務的な部分のミスでのケース等々を作って、作ればやらないとならないことにもなる訳ですけども、いずれ作ってみて相談をします。ということでお許しをいただきたいと思います。いずれ作ります。そういった事務的ミスについての懲戒等の処分の基準といったのを作ります。ただ今回はそれが無いので、いずれお許しをいただきますようお願いいたします。 (「了解しました。以上です」と大上議員)
	議長	ほかに、ございませんか。 (なし)
	議長	なければ質疑を終結いたします。 ただ今の議案第 14 号について、討論がございますか。 (なし)
	議長	なければ討論を終結し、直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 14 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 9 議案第 15 号「普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 大村建設水産課長。
	大村建設水産課長	それでは、ただ今上程されました、議案第 15 号についてご説明いたします。 (以下、建設水産課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 1 番嵯峨典行議員。
	嵯峨議員	1 番嵯峨です。以前この住宅の入居者の予定を聞いたときに移住者用専用の住宅という説明で、あのときにはまだ入居予定はない、移住者用のために空けておくという説明を聞いていましたが、今現在で入居予定があるのかどうなのか、まずそこを 1 点聞かせてください。
	議長 大村建設水産課長	大村建設水産課長。 今現在の入居予定でございますが、上区地区住宅につきましては、繰越分と今回建設完成分と合わせまして 2 戸移住・定住者向けということで建設しております。現在の入居状況としましては、4 月着任予定であります、地域おこし協力隊の方 1 名をまず予定してございます。もう 1 戸分につきましては、茂市地区で行います「森のようちえん」、そちらで

<p>議長 嵯峨議員</p>	<p>保育士といますか、保母さんといいますか、そちらを今現在募集中で ございます。その方の居住先として確保するものでございます。以上で す。</p> <p>1 番嵯峨典行議員。 分かりました。すぐ埋まって新築物件に入ることなので、まず それはいいんですが。</p> <p>関連でお伺いしたいんですが、ちょうど私の家の前、19号台風のよう な災害がまたくると、うちの暗きょがくわってしまうと、たぶんあそこ は70cm以上の水位がストレートに。そしてその奥にあった校長先生と 副村長の住宅の方はそれから低くなって散らばるので、この間は床上浸 水しなかったんですけども、家が大体1m超えた水位で、ダーッとまっ すぐ行きますので、あの住宅は特にも直撃をくらうと思うんです。それ についての災害対策といますか、こちら辺もがつつりやっておかない と入った人が3年か4年おきにあんなに大きい台風がくるといってえら いことになると思うんですよ。その辺の災害対策について何か考えてい るかよろしくをお願いします。</p>
<p>議長 大村建設水 産課長</p>	<p>大村建設水産課長。 まず今の建設場所の災害対策ということでございますが、議員おっし ゃるとおり、台風19号であり、以前にも水害等を受けている場所は議員 おっしゃるとおりでございます。大きな要因としても議員おっしゃると おり国道を横断している暗きょに流木等が詰まり、それが周辺に被害を 拡大したという状況でございます。住宅建設地もそうでございますけど も、その周辺も大きな被害をもたらしておりますので、いずれ上流での 流木の捕捉についても、これまでどおり治山施設の整備等を県に要望し ていきますし、国道暗きょにつきましても、三陸沿岸道路の開通により まして、交通量の変化を見極めながら、三陸国道事務所さんと協議・要 望をしてその分はしてまいりたいと思います。村単独としましても、ま ずソフト面・ハード面とある訳でございますが、ソフト面としては、入 居者の方には、被災の前歴、そういったものを事前に説明をして避難先 等はそういった場所も説明して、まずそういった対応はしていきたいと、 ハード部分につきましても、まず直撃する可能性がございます。そこに 直撃する部分にいったんどういった工法になるか、擁壁なのか、何かコ ンクリートの構造物を置くのか、いったん川の勢いを殺して、分散する かたちの何か構造物ができればと今後検討をその辺はしていく必要があ るかと思っております。以上です。</p>
<p>議長 嵯峨議員</p>	<p>1 番嵯峨議員。 今の説明を聞いて安心しましたが、いずれのものにもあの19号台風の ようなのは地球温暖化で100年に一度どころか毎年起きてもおかしくな いような状況だと思いますので、何か気象庁の方では、今年の夏も猛暑 と豪雨予報が出てます。不安で、私もえらいところに住んでおりますの</p>

	<p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上浩史議員</p>	<p>でヒヤヒヤしていますが、ましてやあそこは本当に私の家より被害がもっと大きくなると思います。私の家の場合は横を流れていくけど、もろあそこは直撃しますので、すごい勢いで、それを私は見てましたので、0時前後でしたか、あの晩。たまたまこっちの上下さんは引っ込んでいて高くしたし、こっち側の立花さんの方もある程度ガーっといったのが低くなっているものだから、ある程度あれだったけど、まったく今の特に手前はもう下手をすれば1mくらいになるんじゃないのかなと思っておりますので、できるだけ早く対策を講じて、村の財産ですのでね、住宅も。よろしく願います。以上です。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>3番大上浩史議員。</p> <p>3番大上です。今の説明で住宅家賃が1万8,400円という説明があった訳ですが、これがほかの村営住宅との兼ね合わせで高いか低いかという内容についての詳しい説明。例えば芦渡の村営住宅が、あそこが一番高いというような思いがある訳ですが、そこら辺との、この1万8,400円の基準とといいますか、その内容と。それから民営の住宅、おそらく民営は1万8,400円ではないと思いますので、そこら辺の兼ね合わせがいくらかの差があるのかという内容と。それからこの仮に1万8,400円の中に、それこそ定かではない訳ですけども、給料によって、村がいくらか助成しているといった類の芦渡の住宅等はあったように記憶している訳ですが、そこら辺との兼ね合わせ、そこら辺を若干詳しく説明をお願いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>まず1万8,400円ということで、村内のほかの住宅との比較ということになりますけども、まず芦渡の住宅は、所得によってあれは変わる家賃になりますが、一番下の所得階層になりますと、1万6,000円いくら、上になると4万~5万円までは上がっていきます。今回1万8,400円と決めましたのは、近接する住宅が2万1,000いくらでしたかの家賃になっておりまして、その面積比率で若干今回建設する方が狭いということで若干安く設定しております。それと定住の方の助成につきましては、この住宅は対象外となります。民間との家賃の差額ということでございますが、すみません、私民間の家賃の方は把握してございませんので、正確なところは分からないところはある訳でございますが、いずれ公営住宅ということで民間よりは、安い設定にはなっているというものと思っております。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>これは今言う助成の対象外だということは理解できた訳ですが、芦渡の1万6,000円あるいは4万円もあるんだと、仮に4万円あったとしても、助成で1万6,000円か2万円を抑えているということはないんですか。そういう経緯を聞いたような気がするんだけどもな、仮に頭は4万</p>
--	--	--

	<p>議 長 森田政策推進室長</p>	<p>円だけれども、これではあまり高いから助成によって1万5,000~6,000円だか分からないけれども、そういった一定の額でもって村営だからそういうふうにやっていますよというようなことを理解している訳ですが、そこら辺をもう一度説明願いますし。私の言いたいのは、1万8,400円という査定、2万円が一応予定だったけども、坪数がうんぬんかんぬんということで1万8,400円、これも理解できる訳ですけども、村営住宅というのは、一応野田でも田野畑でも普代でも価格設定が2万円なら2万円が標準ですよと、だから普代もそういう標準に合わせて2万円に設定していますよということで設定したという確かな理屈があればいいんだけども、そういう理屈を聞きたいし。なおかつ今の説明の中においては、民間の場合は全然価格設定を私は分かりませんと、これはおかしいと思うんですよ。民間がやっぱり一応何ぼうだとか、だから村営は半値の5割引きとか、そういった類のやっぱり基準がある程度必要だろうと思うし、それこそ民間は10年たっても4万円は4万円、5万円は5万円の民間住宅も結構ある訳ですよ。しかし村営住宅の場合は、新品と言えば不調法だけれども新品な訳ですよ。だから5年間は、2万5,000円ですよと、6年目から10年目までは、1万8,400円ですよというようなやっぱり格差も必要ですし、ここの前何かはそれこそ事情があつて1万円ですよと、ある程度事情がある訳ですよ。だからこの1万8,400円についても、やっぱり確たる説明がやはり議会には、説明は必要でないのかという思いで私は聞いている訳です。そこら辺をもう1回お願いします。</p> <p>森田政策推進室長。</p> <p>住宅の助成の件は私の方から、政策の関係の事業ですので。ふるさと定住促進助成金というのがありまして、5万円以上の家賃の方は2万8,000円、村から助成することになっております。</p> <p>(「2万4,000円ということだね」と大上議員)</p> <p>そうですね、3段階ありまして、2万5,000円未満は1万7,000円の助成。2万5,000円から5万円未満は、2万3,000円の助成。5万円以上は先ほど言いました、2万8,000円の助成ということで、3段階で助成をしておりますので。高い人でも…。</p> <p>(「助成によって何ぼう金額になるの、3段階で」と大上議員)</p> <p>3段階のだいたい高い人で5万7,000円くらいの人が出て、そうすると、だいたいその人は3万円を払ってもらうというような感じで。</p> <p>(「2段階目は」と大上議員)</p> <p>2万5,000円未満の方は、1万7,000円の助成ですので、8,000円の家賃になります。次が2万5,000円から5万円未満というのがありまして、それが2万3,000円の助成ですので、2万7,000円の家賃になります。次が5万円以上というのがありまして、それは2万8,000円の助成になりますので、2万2,000円の家賃になるというふうな、大まかに言えばこの枠の中に入れてそれぞれ計算するというので、ふるさと定住促進</p>
--	-------------------------	---

	<p>議 長 大村建設水産課長</p>	<p>助成金というふうなのでやっております。助成については以上です。 大村建設水産課長。 まず、家賃の決定方法についてでございますけども、村営住宅とその他住宅と2つに分かれます。村営住宅については、南浜の新しい駅前の住宅もそうですし、芦渡の住宅もそうなんですけども、それは住宅法で家賃の計算方法が決まっております、それで収入・建設年度、古くなってくれば徐々に毎年微妙ですけど、下がっていくような感じの計算方法にまざります。今回の上区住宅については、その他の住宅ということで、この家賃については村で定める計算方法によらず、村で定めることができるものでございまして、今回の家賃についても、公営住宅法による算定方式である程度一番定額のラインで計算してみて、大よその家賃をはじきだしまして、それで隣接でその向かいにある住宅等との面積比率で隣接の家賃から面積が少ない分で比率で計算してこの価格を設定しております。</p>
	<p>議 長 大上浩史議員</p>	<p>3番大上議員。 私の言いたいのは、1万8,400円なんだけれども、ほかの村営住宅、力持もあるし南浜もいろいろあって、古いとか新しいとか、あるいは芦渡は交通の便が上区から普代の銀座から比べて遠いとかね、いろいろと条件がある訳ですよ。しかも今の上区の部分については、村単でやっていると思うんです。あとはこっちの方は、いくらかでも国・県の助成があったから、そういう制約があって、頭を何ぼうに抑えられるとかいろんな制約があつてのあれだけでも、この上区の場合は、やはり一応5年間は新品ですよと、あるいは力持の教員住宅だか何だか分からないけども、あそこも再生して300万円だかお金をかけてまた新しくすることになれば、今まで1万円だったのを1万300円にするとか。そういったやっぱり生きた数字が、それこそ説明できる数字が出てこなければただべらぼうとは言わないけども、やはり芦渡の実質8,000円とか、実質2万2,000円とか、この1万8,400円からすれば2万2,000円の方は、不合理だと思うんですよ。交通の便を考えれば、冬なんか全然雪で滑って上り下りできないような、まだ道路改良も完全でない1車線だという意味ではすごく不便を感じていると思うんですよ。堀内とか白井とかいう45号線沿いであればね、どっちかと言えば生活圏が普代なり久慈なりそういった生活圏の中にあつてそれこそ少々高くでもいい訳だけれども、やはり芦渡とかということになればほとんど何も岩泉に行って働いている人はない、その中においては、半分は久慈なのか普代なのか私もよく分かりませんが、そういったやっぱり、芦渡何かは20年にもなっている訳ですよ。だから助成があつたにせよ、やはりここら辺との比較・検討をつねに3年に1回か5年に1回は見比べてやるべきではないのかなと、われわれも妥当に1万8,400円、ああそうですか、賛成という訳ではなく、やはり価格設定は民間との価格設定の差とかあ</p>

		<p>るいは同じ村営住宅の 20 年物と新車の新品のものとはどういう違いがあるのか、やはりそこら辺を比較してそこら辺がこういうしかじかだから 1 万 8,400 円に設定しましたということになれば、ああそうですかと納得する訳ですよ。ただ説明の中において、価格が 1 万 8,400 円ですって言われたところで、ちょっと待てよということがある訳ですよ、もう一回こういう価格設定については、議員が納得するようなある程度の価格設定をやはりして、村のそれこそ村単でできた住宅の場合は誰が住もうとやはり単価は単価ですよという価格設定をしてもらいたいと思います。以上です。</p> <p>議 長 ほかにも、ございませんか。</p> <p>大上智議員 4 番大上智議員。</p> <p>大上智議員 村営住宅について、お聞きして理解したいんですけども、よろしいですか。</p> <p>議 長 議案に関係することであれば、どうぞ。</p> <p>大上智議員 村営住宅の関係なんですけども、議長が聞いていてそれは関係ないというのであればそれはそれで結構です。たまたまこの間の回覧で中学校のところの場所の村営住宅ですか、これは何課が管理しているのか知らないんですけども、あれの回覧で入居者募集の回覧が回った訳ですけども、その中であれっと思ったのは、入居者条件というか、入居条件があきらかにうんぬんかんぬんという条件が付いていたんですけども、中学校のところのあそこの住宅は村営住宅ですかね。その中で入居の条件が、あきらかにうんぬんっていう項目があったんです。それはどういうふうな、あそこの住宅自体がどういう位置づけになっていてその場所だけに限ってそういう入居条件が付くのか、その辺をお聞きしたいんですけども。</p> <p>議 長 大村建設水産課長。</p> <p>大村建設水産課長 今の質問、たぶん「あきらかに住宅に困窮しているもの」という表記だと思います。これは村営住宅管理条例にも入居条件として、書かれておるものでございまして、今現在入居する場所が、家がないとか、転出して住むところを探しているとか、家族も増えて今の場所には狭すぎて住めないとか、そういった今住宅にお困りな方とかたちの募集要項になっておりました、あの住宅だけではなくて、全ての住宅で「住宅に困窮しているもの」というのは要件に入っております。</p> <p>議 長 4 番大上議員。</p> <p>大上智議員 全ての村営住宅にそういう条件が付くというか、別に金額も家賃も安かったから、ある程度のちょっと言い方に困るんですけども、所得制限というか、そういうのがあってのそういう条件があるのかなと思ったんですけども、そういうのはないと。分かりました。すみません、終わります。</p> <p>議 長 ほかにも、ございませんか。</p>
--	--	---

<p>休憩再開 散会 (16:02)</p>	<p>議長  議長</p>	<p>(なし) なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第15号「普代村村営住宅条例の一部を改正する条例について」は、 原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。(16:01) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:01) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって、散会といたします。 明日は、午前10時開会といたします。ご苦労様でございます。</p>
--------------------------------	-----------------------	--

--	--	--

